平成19年(ネ)第2853号 損害賠償請求控訴事件 控 訴 人 三 井 マ リ 子 被控訴人 豊中市 外1名

控訴人第4準備書面

2008年12月11日

大阪高等裁判所第11民事部 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士	寺	沢	勝	子
弁護士	JII	西	渥	子
弁護士	大	野	町	子
弁護士	渡	辺	和	恵
弁護士	石	田	法	子
弁護士	宮	地	光	子
弁護士	長	岡	麻寿	惠
弁護士	紀	藤	正	樹
弁護士	越	尾	邦	仁
弁護士	島	尾	恵	理
弁護士	溝	上	絢	子
弁護士	中	並	史	

目 次

はじめに…7

- 第1章 雇止め・採用拒否の違法性…9
- 第 1 序…9
- 第2 豊中市が控訴人を排除する動機・・バックラッシュの攻撃と屈服…9
- 1 市の態度の変化…9
- 2 バックラッシュへの市の屈服…10
- (1) 2002(平成14)年7月頃から始まったすてっぷの貸室を巡る示威的行動に対する市の対応…10
- (2) 2003 (平成15) 年9月9日の市議会副議長の噂話への対応…12
- (3) 2003 (平成15) 年11月15日のファックス事件への対応…14
- (4) 2002 (平成14) 年12月のすてっぷ蔵書廃棄の攻撃への対応について…15
- (5) 2003(平成15)年3月の条例案上程に対する攻撃への対応…15
- (6) 議会での賛成決議に関して…18
- (7) 結論…19
- 第3 市長が決めた館長人事…19
- 1 「重要な政策的変更」との回答…19
- 2 市長が決めた館長人事…20
- (1)市長に示して了解を得るための乙8…20
- (2) 乙8から明らかなこと…21
- (3) 候補者リスト…22
- (4)「館長人事は市長の意向も働く」…22
- (5) 計画変更はできないというのが市のトップの判断…23
- (6) 市長が決めた控訴人排除…23
- 3 こんなに違う原審と控訴審での市の主張、証言…24

- (1) 原審での本郷証言と被控訴人豊中市の控訴審での主張の違い…24
 - ア 原審 原審本郷調書52頁…24
 - イ 控訴審 被控訴人豊中市第3準備書面8頁…24
 - ウ 何が違うか…24
- (2) 原審での主張と控訴審での主張の違い…25
 - ア 原審第3準備書面6頁、原審第4準備書面4頁、8頁…25
 - イ 控訴審第3準備書面7、8頁…25
 - ウ 何が違うのか…25
- (3) 証言、主張の変化から明らかなこと…25
- 4 財団事務局の組織変更なのに控訴人を含む財団事務局には秘匿して…26
- (1) 原審での主張…26
- (2) 実際には…26
- 5 乙8は理事長にも示さず…27
- (1) 甲71の4:17頁…27
- (2) 甲71の4:26頁…27
- (3) 甲71の4:39~40頁…28
- (4) 甲71の4の42頁…28
- (5) 甲71の4の46頁…28
- 6 「重要な政策的変更」の中身…30
- 第4 組織変更に名をかりた控訴人排除…31
- 1 組織変更に関して、控訴審で明らかになった事実は何か?…31
- 2 組織変更を、2004 (平成16)年度に実施する緊急性はなかった。…31
- (1) 2004 (平成16) 年度は市派遣事務局長を予定していた…31
- (2) 被控訴人らの主張…32
 - ア 中・長期的展望…32
 - イ 中・長期的展望のもとで予定されていた組織変更…33

- (ア) 予定していた手順…33
- (イ) 市第2準備書面21頁と乙19(山本第1次試案)…33
- (3) 乙34号証から分ったこと…35
- (4) 乙34は男女共同参画推進課の文書…35
- (5) 乙34号証の内容・・事務局長一本化と市派遣事務局長…36
- 3 中・長期的展望で行う筈の組織変更に、指定管理者制度を無視して、控訴人排除を優 先させたこと…37
- 4 第 2 次試案作成段階から、山本事務局長は、豊中市と協議して、 2 0 0 4 (平成 1 6) 年度実施のため同案を作成していたこと…43
- (1) どの時期に、平成16年度実施を決定したか?…43
- (2) 山本第2次試案は、2004(平成16)度実施を決めて作成されていた…45
- (3) 山本第2次試案は、市との協議により作成されていた…46
- (4) B-4案の特異性について…50
- 5 組織変更は、専ら控訴人排除のためであり、これだけは既定方針であったこと…52
- 6 組織変更は、「体制強化のため」は、被控訴人らの口実に過ぎず、現に役立たなかった こと(すてっぷの惨状と桂証言)…53
- 第5 解雇にあたっての説明義務…54
- 1 契約期間の定めと更新の合意…54
- (1) 原判決の問題点…55
- (2) 期間を定めた労働契約の終了法理…55
- (3) EU諸国の有期契約規制法理と新たな解釈論…55
- (4) 期間の定めが許容される場合…56
- 2 雇止めの無効…57
- 3 本件雇止めについて…58
- 4 控訴人に対する説明はなされず、逆に秘匿した違法…59
- (1) 原判決も認める控訴人への情報の秘匿…59

- (2) 秘匿するだけでなく、「第一義的には三井さんです」と嘘までついて…60
- (3)山本は「裏切った」「うそをついた」と認めている…61
- (4) 結論…62
- 第6 本件雇止めの違法、無効…62
- 第7 本件採用拒否の違法性…64
- 1 本件雇用期間の趣旨について…64
- 2 非常勤館長と常勤館長の業務内容について…66
- 3 選考手続における不当目的(控訴人排除)について…71
- 4 選考手続における手続違反について…72
- (1) 選考委員の選任…72
 - ア 本郷部長について…73
 - イ 松倉委員長、弘本委員について…74
 - ウ 吉井委員について…75
- (2) 選考方法の違反について…77
- 5 結論…79
- 第2章 人格権侵害…80
- 1 被控訴人らによる人格権侵害…80
- 2 控訴人排除の意図…81
- (1) 豊中市におけるバックラッシュ…81
- (2) 控訴人のターゲット化…83
- (3) 豊中市男女共同参画推進条例案の上程見送り…85
- (4) 控訴人をすてっぷから排除したいと感じ始めた被控訴人ら…85
- (5) 控訴人のすてっぷからの排除…86
 - ア 緊急性も必要性もなかった「組織変更」…86
 - イ 控訴人に対する意図的な情報秘匿及び情報操作…88
 - ウ 控訴人に対する意思確認の不存在…92

- エ 後任候補者や第三者に対する虚偽の情報流布…93
- オ 理事会や評議員会における議論や協議はほとんど行われてない…94
- カ 選考手続きの不公正…94
- 3 被控訴人らの義務違反…95

第3章 豊中市の責任…98

- 1 市には不法行為責任、債務不履行責任が成立する…98
- 2 財団の独立、自主的な館長採用などありえないこと…98
- 3 政治的責任ではない…99
- 4 山本事務局長は市側の人間…100
- 5 市が候補者をリストアップ、了承したのは市長…100
- 6 虚偽の説明…101
- 7 不公正な選考委員会…103

はじめに

本件は、バックラッシュ勢力の攻撃に屈した被控訴人豊中市(以下、「市」という)及び財団(以下、「財団」という)が、財団の組織変更に名を借りて、不法に控訴人を館長職から排除した事案である。

豊中市における男女共同参画推進の拠点であるすてっぷに対しては、2002(平成14)年7月頃からバックラッシュ勢力による威嚇、示威行動等の攻撃がおこなわれていた。市は、当初、かかるバックラッシュ勢力からの攻撃に対峙していたものの、バックラッシュ勢力からの示威行為、恫喝を受け続けるにつれ、次第にその攻撃に萎縮し屈服する態度をとるようになり、2003(平成15)年10月に可決された男女共同参画推進条例案が上程される頃には、バックラッシュ勢力に対し過敏な対応を示すようになっていた。そして、最終的に市は、バックラッシュ勢力から名指しで攻撃されていた控訴人をすてっぷの館長とし続けることが、更なるバックラッシュ勢力の攻撃を招き、業務の円滑な遂行に支障を来たすと考え、バックラッシュ勢力に迎合して、控訴人の雇止めを決定したのである。

本件雇止めには、正当事由がない。財団は中・長期的展望の下で組織体制の変更を検討していこうとしていたのであって、平成16年度に実施する必要性、緊急性は全くなく、指定管理者制度の導入に鑑みれば、この時期に組織変更を強行することは無意味でさえあった。

ところが、バックラッシュ勢力に屈服する姿勢に変わっていった市は、バックラッシュ勢力から問題とされ、議会運営に支障を来たすことを恐れるあまり、急遽、バックラッシュ勢力のターゲットとされていた控訴人を排除することを決定した。本件雇止めは、かかる不法な意図の下に行われた違法な雇止めである。

市長は、控訴人排除を内容とする組織変更案に内諾を与え、控訴人を除く候

補者一覧表を了承し、「それで当たれ」と本郷部長に指示し、候補者への打診が 開始された。

本件組織変更は、控訴人にとって、職を失うことを意味する重大な問題であったが、被控訴人らは、控訴人に対しては、「第一義的には三井さんです。」と虚偽の事実まで告げて組織変更に関する情報を秘匿し続けたのであり、本件雇止めの違法性は重大である。

そして、控訴人排除を既に決定しつつ、被控訴人らは、極めて不公正な構成の選考委員会を立ち上げて形式的に採用試験を実施し、予定通り控訴人の採用を拒否したのである。

新たに複数名の候補者の中から選任する場合とは異なり、すでに試用期間に相当する有期契約期間を経て雇用を継続されてきた控訴人に対する本件採用拒否は、客観的に合理的な理由もなく社会通念上相当とは言えず、到底許されるものではない。

かかる雇止め・採用拒否及びそれにともなっておこなわれた一連の行為は、職場環境保持義務に反して控訴人の人格権を侵害するものである。また、被控訴人らが、バックラッシュ勢力によるすてっぷの活動や控訴人に対する攻撃に対し、控訴人を支援する適切な対応策を全く取らなかったことも、職場環境保持義務に反して、控訴人の人格権を侵害するものである。

控訴人の雇用契約は、財団との間のものであったが、市は財団と密接不可分の関係にあるばかりか、控訴人に対して実質的な任免権・人事権を行使しており、本件雇止め・採用拒否は市の主導のもとにおこなわれたものであった。市は、本件雇止め・採用拒否について、財団とともに共同不法行為責任を負う。

また、控訴人の実質的な使用者というべきである市は、財団とともに、職場環境保持義務違反の債務不履行責任を免れない。

以下、詳述する。

第1章 雇止め・採用拒否の違法性

第1 序

本件訴訟の事実の流れから強く感じるのは、被控訴人をなんとしてでもす てっぷ館長の地位から排除しようとする市の強固な意志である。

市は、控訴人の雇止めの理由について、体制強化のための組織変更の必要性を主張し、新館長の選考過程も公平に行ったものであるという。

しかしながら、市の言う組織変更の必要性は本章第4で述べるように、矛盾の多いもので、合理的な根拠もなく、雇止めの真の動機を隠すためのものとしか考えられない。

また、新館長の選考手続きについても本章第7で詳述するように、極めて 不透明かつ不公正なものであったことは明らかである。

そこまでして市が原告を排除しようとした理由はいったい何だったのか。

第2 豊中市が原告を排除する動機・・バックラッシュの攻撃と屈服

豊中市は、第2準備書面第5項において、「市はバックラッシュ勢力に屈することはなく、その攻撃に毅然と対応したものであり、本件雇止めの動機としての密約の存在など無い」と主張する。

しかしながら、以下に述べるように、市の対応はおよそ毅然たるものであったとは言い難く、密約の存在を否定できるものとはいえず、むしろバックラッシュの攻撃に萎縮し、これに屈した様が伺える。

1 市の態度の変化

市は、当初は男女共同参画への思いを控訴人やそれを支える市民らと共通の思いを持っていたようであるが、次項に置いて述べるようなバックラッシュ勢力からの示威行為、恫喝を受け続けるにつれ、次第にその攻撃に萎縮し屈服する態度に変化していった。

例えば、従前バックラッシュ勢力と対峙して条例制定のために作った男女

共同参画社会をつくる連絡会と手を携えていた市は、2003(平成15)年6月3日、同連絡会が実施したアンケートについて、「寝た子を起こすようなことはやめてほしい」と、行動を控えるよう求めた(甲88号証3頁)。さらに、同連絡会の成立に深く関与していた山本瑞枝事務局長は、同連絡会のメーリングリストにたびたび投稿していたが、同月18日、「皆さまお忙しい中を毎日本当にありがとうございます。バックラッシュの新しい情報です。」を最後にまったく投稿をしなくなった(甲88号証添付書類1)。山本も証言でこの事実を認めた(山本証言調書 $80\sim81$ 頁)。

市は、条例制定を前にしたこの時期、バックラッシュ勢力に非常に敏感になり同勢力を刺激したくないという思いが強まり、控訴人を排除したいと考えるに至ったのである。

2 バックラッシュへの市の屈服

以下、バックラッシュの攻撃に対し、市が萎縮し、如何に譲歩を重ね、屈 してきたか、具体的に被控訴人の主張に対する反論として詳述する。

(1) 2002 (平成14) 年7月頃から始まったすてっぷの貸室を巡る示 威的行動に対する市の対応

市は、すてっぷの貸室使用に関する最終的な判断・承認権は市にあるところ、増木重夫氏の申込みはジェンダーフリーの勉強であると判断し、また「救う会・大阪」(代表増木重夫氏)の増木氏(女性)の申込みは、強制結婚の問題であると判断し、いずれも男女共同参画推進センター条例の趣旨に則って、前者を一般使用として、後者を目的使用として、いずれも貸室利用を認めたという。

しかしながら、この主張には大きな無理がある。

なぜならば、豊中市規模の自治体であれば、行政としては、上記2名の

所属する団体が男女共同参画推進を強く攻撃するバックラッシュ勢力であること、北川悟司議員と密接な関係を持っていること(増木重夫氏は同議員が理事長である「教育再生地方議員百人と市民の会」事務局長)は十分に認識しており、同人らからのすてっぷの貸室の申込みが示威的行動であることは当然わかっていたはずである。

そのことは、既に提出している豊中市民らの以下の陳述書によっても明 らかである。

·元豊中市職員B. I氏陳述書(甲169)

増木氏が事務局長をつとめる「教育オンブッド豊中」が、教育委員会や学校現場に教科書採択問題や国旗国歌の徹底を求めて活動を続けてきたこと、その活動は一般紙にたびたび報道されているところであること、またこれに並行して、北川悟司議員が、「教育オンブッド豊中」と同じテーマで、議会質問を繰り返したこと、それもまた産経新聞がたびたび報道されたこと等を、当時の新聞記事コピーや「教育オンブッド豊中」の活動報告をつけ、増木氏がいかに長年にわたって市当局や市議会とかかわりを持ってきたかが述べられている。

· 豊中市立中学校教諭 C. I氏陳述書(甲第168)

2000(平成12)年頃の卒業式の前後、増木氏が中学校の校長室に乗り込み「(日の丸・君が代の歴史的経緯を書いた教材用プリントは)偏向やぁ。公正さに欠ける。誰が作ったんや」と校長に強い抗議をしたことが述べられている。

・吹田市立西山田中学校教諭 K. N氏陳述書(甲201)

増木氏は2004(平成16)年7月12日、吹田市教育委員会の部屋で、N氏、指導主事、市立西山田中学校長を含む教育関係者を前にして、豊中市の性教育にストップをかけたのは自分であること、自分は豊中市の教育長とは兄弟分であること、などを威圧的口調でまくし立てたこと

等、増木氏が吹田市の性教育に執拗に圧力をかけたことが具体的に述べられている。

このような事情は当然市の耳にも入っており、市からすてっぷに派遣されていた山本事務局長も、2002年末、「オンブズマンだ」という男性からすてっぷにかかった電話に関して、「示威的行動と思われます。完全な右翼の活動でしょうね。」と、原告にメール(2002年12月6日付)(甲158)で述べている。

このような状況下で、市は、貸し室申し込みがすてっぷに対するバック ラッシュ勢力から攻撃であることは、当然認識していた。

また、本件申し込みについては、当初山本事務局長が、貸室の申入れの目的が勉強会ではなく、真の狙いは示威的行動であるということを熟知して、当初、利用を断った。それに対して、増木氏らは、市に直接圧力をかけて、貸室を認めさせようとねじ込んだものであり、すてっぷのみならず、市に対する示威的行動でもあった。これに対し、市は、増木氏が男女共同参画推進に強く反対する勢力であること、すてっぷ貸室使用の申し入れが示威行為であること、その為すてっぷが断ったことを認識しながらも、増木氏らの貸室利用を認めた。このすてっぷの決定を覆した市の対応は、攻撃に屈したものであることは明らかである。

増木氏らの貸し室申し入れが条例の趣旨に則っていたという市の主張は 詭弁にすぎない。

(2) 2003 (平成15) 年9月9日の市議会副議長の噂話への対応 市は、「原告が専業主婦はIQが低いとの発言したという噂を聞いた」と、 市議会の大町副議長が本郷部長らに話したことに対して、原告が副議長に、 誰がいつ、どこで、何を言っていたのかを質したいと言ったことを止めた ことについて、原告は興奮していたが、その噂は条例審議に影響を及ぼす 挑発活動として流された意図的なものかもしれないので慎重対応が必要で あると考えて止めたのだ、また噂に対する対処としては直接の抗議よりも っと厳しい手段である法務局へ人権侵害申し立てすることを原告に提案し たぐらいであるから、決してバックラッシュ勢力に屈して、原告を止めた ものではないと主張する。

しかしながら、もし本郷部長が真にこの問題が法務局に人権侵害として申し立てるほど強い人権侵害と認識していたのなら、何故自分でやらないのか。地方自治体自身が人権を守るという責務を本来的に負っており、同人自身が人権文化部長の職責にあり、自ら解決の方策をとらずして法務局という第三者機関に任せて事足りる話ではない。

しかも、本郷部長の提案は、自ら人権侵害の申し立てをするというものではなく、原告が申し立てよとの提案に過ぎない。

この件は、館長出前講座で講演をした際に原告がそのような発言をしたという虚偽の噂の流布であり、職務に関わっての事件である。

市は、同市の職務に関わって悪質な噂を流布された問題の処理を第三者機関に振り、市の関与しないところで個人対個人の問題としての解決に委ねるという、責任逃れ以外の何者でもない無責任な姿勢を取ったのである。

また、人権侵害の申し立てをするについても、相手を特定しなければいけない。その特定のためには、大町副議長に聞かないとわからないことであり、面会を止めることと相反するものである。

かつ法務局に人権侵害の申し立てに行く日についても、本郷部長は「1 週間待って欲しい」と言ったのではなく、「いずれ落ち着いたら」というよ うな漠然たる話で、真剣みも真実味みも薄いものであった。

結局、本郷部長が原告の副議長への面談を、懸命に止めたのは、まさに 条例案審議を円滑に進めるために、北川議員と同じ会派「新政とよなか」 に属し、いわゆる「ジェンダーフリー」反対のバックラッシュ系である大 町副議長を刺激するような行動を取らせまいとした過度の配慮からである ことは明らかである。

さらに、この講座に同席していた山本事務局長は、その噂は事実無根だとはっきりと否定しなかった(甲46 35頁)。このことも、市からの派遣職員であり、じき市に戻ることを約束されていた山本事務局長の、噂を流した副議長または噂を聞いて確かめてきた上司本郷部長らに対する配慮があったと考えられる。

(3) 2003 (平成15) 年11月15日のファックス事件への対応

市は、北川議員の謝罪要求に対しても、ファックスの内容については謝らない、ファックスという手段を取ったことについてのみ謝罪するという姿勢を取った。これに対して、相手方から内容について謝らないのなら謝りにこなくて良いと言われ、結局は謝りに行っていない。市はこのように厳しい非難攻撃に対しても毅然と対応したものであると主張する。

しかしながら、そもそも、市役所が休日の、人気(ひとけ)のない土曜 の夜7時から10時すぎまで、市役所の会議室を北川議員らの糾弾会に提 供したこと自体、豊中市がバックラッシュに屈したことを示している。

ことの発端は、北川議員が1年近く前の2002年12月4日付のファックス文書を入手し、その内容が彼の逆鱗に触れ、本郷部長を怒ったことから始まった。

これに対し、市は、ファックスの内容についてはなんら判断せず、単に 内部問題だから問題はないとし、外部漏洩となるきっかけをつくったファ ックスという手段をとったことを不適切としたにすぎず、市が「内容につ いては謝らない」という毅然とした対応をとったとは言い難いものであっ た。 その一方で、市は原告に、ファックス文書を送信した山本事務局長の監督責任者として、まずは「お詫び行脚」をすることと始末書を書くことを求めたのである。

つまるところ、市が謝罪に行かなかったのは、相手方から「内容について謝らないのなら来るな」と断られたからに過ぎず、毅然たる対応と評価 しうるものでないこと明らかである。

(4) 2002 (平成14) 年12月のすてっぷ蔵書廃棄の攻撃への対応に ついて

市は、すてっぷのジェンダーフリー関連の蔵書についても、バックラッシュの攻撃に屈することなく、廃棄することはなかったと主張する。

しかしながら、廃棄こそしなかったものの、北川議員や関係者がすてっぷに来館するらしいという情報があった場合、バックラッシュ攻撃のすさまじさを身をもって知っている職員らが、関連蔵書やビデオを、ライブラリーの書庫や事務室など目立たない場所に移動させるというような対応をとることを余儀なくされていた。

これは、市が盾となってバックラッシュ勢力に毅然と対応してくれない がゆえに、すてっぷ職員がとらざるをえなかった方策である。

(5) 2003 (平成15) 年3月の条例案上程に対する攻撃への対応

バックラッシュ勢力によって条例の上程が断念されたことは、山本事務局長が財団の2003年度第1回理事会で、明確に語っている(甲94)。終了に当たって議長から米川理事の質問がある旨の発言があり、これに対し山本事務局長が米川理事の反対運動のその後についての質問に対して、「男女共同参画を推進するのと逆の立場」の人びとであると答え、「全国的に基本法の趣旨に則った条例をつくろうとする自治体に圧力をかけていく

動きが各地で行われており、豊中市ではいち早く条例制定を表明しており、 反対運動の標的になっているのではと考えています。」「そのような状況の なかで条例を3月議会に諮りますと…」と述べ(甲94)、山本証人もこの 発言をしたことを法廷で認めている(山本調書73頁)。

同理事会だけでなく、同時期に開かれた評議員会においても、評議員たちは、バックラッシュ勢力によって条例の上程が断念されたことに関して発言をした(甲100 後に削除された部分は赤字)。

甲100の「2002年度(平成14年度)第2回評議員会会議録」には、たとえば、次のような発言録がある。

「すてっぷにもバッシングがあったとのことですが、」(井上はねこ)、「バッシングが豊中市の条例をターゲットにしていることが広まっていますが、」(森屋裕子)、「男女共同参画を地域社会へ浸透させていくためには、どんな方法をとるのか、強い反対の動きがある中で、」(林誠子)、「最初のフェミバッシングについて、お答えいただいてないのでお願いします」(泰間泰子)、「バッシングの動きは世界的にも起こっており、豊中市では、加えて統一選挙をひかえている状況でしたので条例の提案を見送らざるをえない状況になりました。」(三井マリ子)。

理事、評議員たちは、条例上程断念にはバックラッシュ勢力の反対運動 があったことを念頭に話し合ったのである。

しかしながら、前述の2003(平成15)年度第1回理事会の会議録を、 控訴人が提訴後の2006(平成18)年情報公開手続で取り寄せたところ、 甲94にあった山本発言部分のみがすっぽり抜けていた(甲71-2)。2 002(平成14)年度第3回理事会会議録も、控訴人が館長当時入手した もの(甲102)と2006(平成18)年情報公開で取り寄せたもの(甲 103)には大きな相違があった。

2002 (平成14) 年から始まったバックラッシュ攻撃を財団の理事

会、評議員会で問題にしてきているにも関わらず、これ自体を隠ぺいする会議録の改ざんを重ねているといえる。2002(平成14)年度第2回評議員会会議録(原告の当時入手のもの 甲83-1・甲100改ざん部分を赤印したもの、提訴後情報公開手続で入手したもの甲101)および2002(平成14)年度第3回理事会会議録(原告の当時入手したもの甲83-2、甲102改ざん部分赤印で示したもの、提訴後情報公開手続で入手したもの甲103)がそれである。

条例上程断念後の2003(平成15)年3月29日に開かれた2002 (平成14)年度第2回評議員会の会議録について、記載部分に関して(削除部分を除く)、控訴人が2003(平成15)年当時入手したもの(甲100)と、2006(平成18)年情報公開で入手したもの(甲101)を対比一覧にしたのが甲104である。この対比させた表(甲104)を見ると、単に会議録から当該部分が削除されただけでなく、つじつまあわせのため改ざんされたことが一目瞭然である。

実際、この改ざんに関して、2003(平成15)年6月9日の運営会議の議事録文書に「案件 (1)全体」の第1の議案に「バックラッシュ対策 理事会・評議員会議事録関係」と印字され、その1行下に「発言の主旨は変えず、表現を見直す必要あり(市と調整中)」と手書きの記載がある(丙22)。これは、豊中市と山本事務局長が、「バックラッシュ対策」のため、議事録を書き換えることについて「調整中」だったことを示している。そして市と調整した結果、会議の記録からバックラッシュ関係の発言を削除したり、表現を変えたりということになったのである。市との調整結果について、控訴人はまったく知らされていなかった(本人調書101、102頁)。

市と山本事務局長の合意のもとで、バックラッシュ攻撃を恐れて、また はバックラッシュ攻撃を回避するため、改ざんしたものに他ならない。

(6) 議会での賛成決議に関して

市は、議員にはいろんな要素(支持者、会派)からの行動がありうることであり、市は関知しない、バックラッシュ勢力が条例に賛成することと引き換えに控訴人排除の密約をするなどは根拠のない推測であるとし、市の条例は桂容子証人も褒めるすばらしいものであり、バックラッシュ勢力としてはなんとしても制定を止めたいものであり、条例の制定と三井の雇止めとは重みが違う、また条例の制定は議員36名中2、3名と密約して左右できるものではない、と主張する。

しかしながら、特定の2、3名の議員と話をつけることで、議会全体が 変わることは、ままあることである。

当時の条例制定に関して深刻な問題は、条例案に強固に反対する政党「新政とよなか」が市長与党第2党であったことである。「新政とよなか」が賛成しなければ、条例案通過は危ぶまれていた。具体的には、条例案審議をする委員会に属する会派を代表する委員2人(北川議員、大町議員)に賛成してもらうメドがたたなければ、9月議会に条例案上程とはならなかった。

過去、市が提出した議案が不成立になったことはなく(本郷調書66頁)、 市は、可決制定されることを見込んでから議案を議会に出すものである。

これまで、議会内外で「条例制定を断固阻止する」と公言してきた北川 議員は、9月の当該委員会において、市の条例案への対案を示し、逐条ご とに市の案に反対である旨の意見を述べた。条例案の中身は猛烈に攻撃し ていた3月上程案と変わってなかったのだから当然であろう。

すなわち、「新政とよなか」を代表する北川議員らは、議案の中身には絶 対反対であったにも関わらず、突如賛成に回った。北川議員らは、延々と 反対意見を述べたが、それは、賛成に回ることを事前に伝えてあったがゆ えのパフォーマンスだったのである。

その日、議会を傍聴した豊中市民 C. Y氏は、あれほど条例に反対していた北川議員とその支援者らが、条例制定直後に談笑していた姿を、以下のように陳述している(甲163)。

「総務委員会審議の当日、私たちはその模様を議会の別室でモニター視聴していた。北川議員は原案に対し、いくつか意見を述べていたが、採決では賛成にまわった。北川議員を支持するM. A氏やその仲間たちも、 私たちと同じ部屋にいて、私たちと同じテレビ画面で視聴していた。

条例案が可決され、委員会閉会のあとすぐに北川議員は視聴室に顔を見せ、A氏たち支持者と握手して談笑していた。」

条例制定大反対の急先鋒である北川議員の支援者らが、彼らの猛反対していた条例が成立したにも関わらず、その直後に、喜びの表情で同議員と握手していた。バックラッシュ勢力にとって、条例制定よりも利するものがなければありえない奇妙な風景である。つまり、控訴人三井館長の排除の見通しが立っていたからこその喜びの風景と解釈できる。

(7) 以上のような豊中市の対応を見ると、市は、男女共同参画推進条例案 の上程に際して、条例制定に反対するバックラッシュ勢力に過敏ともいえ るほどに対応していたのであり、それに対する対応として本件雇止めの画 策があったと見るほかない。

第3 市長が決めた館長人事

1 「重要な政策的変更」との回答

市は、求釈明に答えて、本件は「重要な政策的変更」であると被控訴人豊中市準備書面4の8頁において回答した。

被控訴人豊中市準備書面4において、「予算要求額の確定方法が通常と異な

る」「予算案の専決者市長の内諾」を得た場合について、2頁で挙げているのは、本件以外はいずれも「新規施策」であり、「・・などの新規施策は市長・助役に事前に説明し了承を得ている。」としている。

本件が被控訴人豊中市準備書面 4 で挙げる新規施策でないことは明らかであるから、回答のとおり、本件は「重要な政策的変更」ということになる。

市は、被控訴人豊中市準備書面4の3、4頁で「財団事務局組織体制の変更というような重要事項についての市の考え方を所管部長段階で判断し、決定することはできない。」とし、2003(平成15)年10月中旬、市長に「組織変更案の内諾を得」「予算確保の目処」がつき、市は「常勤プロパー事務局長候補者のリストづくり」を行い、同年10月20日「候補者の一覧表を市長にも示して了承を得た」(乙22:14、15頁)とする。

原審において本郷部長は、「政策的な変更があったわけ」と尋問され、「い や、例えばの話です。政策的判断を伴うものとか、これではないです。」と、 本件が政策的変更ではないと証言していた(本郷調書54頁)。

しかし、この準備書面で明らかとなったのは、本件「財団事務局組織体制の変更」が「所管部長段階で判断し、決定することはできない」ほどの「重要な政策的変更」であると市がしている点である。

もしも、そんなに「重要な政策的変更」だと言うのであれば、第4のとおり、2003(平成15)年9月2日に指定管理者制度導入を定めた地方自治法改正が施行されており、これを抜きにした中・長期的展望をもった「財団事務局組織体制の変更」など通常ありえない。また、「財団事務局組織体制の変更」であるのに、当該財団事務局において、検討されなかったということも通常ではありえない。

2 市長が決めた館長人事

(1) 市長に示して了解を得るための乙8

乙8について控訴審では「市長については、・・・乙8号証に基づく財団の体制変更について説明し、予算措置について内諾を得たものである。」として、財政課に示して「考え方」を説明するためではなく、市長に示して了解を得るための乙8であったとしている。(被控訴人豊中市第3準備書面7、8頁)

(2) 乙8から明らかなこと

乙8は、「全国公募で就任した現館長は」ではじまり、「看板役」であった と市が考える控訴人について、「館長として当初の目的は果たしたものと考え る」とされている。

市は人事の問題ではないと主張するが、乙8はまさに「現館長」について書かれており、「現館長」である控訴人についての人事なのである。

記載どおり、乙8から明らかなことは、「当初の目的は果たした」と考える「現館長」(控訴人)を非常勤館長職の廃止の形で財団から排除することである。

乙8では次いで、館長と事務局長を一本化し、事務局長を市派遣からプロパー化することがかかげられている。財団の原審準備書面2の12頁にも「派遣職員の暫時引き上げとプロパー職員の増員が行政改革の方針として決定され」とあるように、行政改革の方針として、派遣職員の暫時引き上げは年次目標を掲げて行われることになっており、特に、「所管部長段階で判断し、決定することはできない」ほどの「重要な政策的変更」ではない。

まず市長に諮らねばならないほど「重要な政策的変更」とは、控訴人を排除し、控訴人の行ってきた男女平等実現のための館長としての仕事を終わらせる「政策的な変更」だったのである。

そうであるからこそ、当該財団事務局において検討されることもなく、当 該財団評議会、理事会において検討することもなく、まず、市長に諮ったの である。

(3) 候補者リスト

2003(平成15)10月中旬から、「乙8作成後、10月20日頃までに武井課長は市長および財団理事長に提示するため事務局長候補者のリストを作成」し、同年10月20日に候補者リストを市長に見せて、「それで当たれという了承のもとに打診」した。

被控訴人第3準備書面8頁では、「別に市長から『それで当たれ』と言われているものではない。」とするが、本郷部長は、「それで当たれという了承のもと打診しました。」(甲46:37頁)と理事懇話会で自ら述べている。

(4)「館長人事は市長の意向も働く」

市の本郷人権文化部長は「館長人事は市長の意向も働くわけです。正直言いまして、市長が議長に提案するのに、どなたが館長か、市長が了承していない方を議会に上程すると言うのは、今後の議会運営からもいろいろ問題が出ます。」(甲46:37頁3行目)と財団の理事懇話会で発言している。この「市長が議会に提案する」というのは、「財団の補助金」の予算案を市議会に提案することであり、「市長が議会に予算案を提案する」のに、「どなたが館長か」が問題となるとしている。(原審本郷調書52頁)

実際のところ、甲80-1の11頁のとおり、2003(平成15)年9月24日の市の総務常任委員会において、男女共同参画審議会の人選についてまで、「思想的な偏りが懸念されますので、・・公正、中立な人選を」と指摘される状況にあった。

2003(平成15)年10月20日に市長に見せて「それで当たれという 了承のもとに打診」した候補者リストには控訴人は含まれていなかった。

「館長人事は市長の意向も働く」のであり、控訴人を排除した「館長」こそが、「市長の意向」に基づく「館長人事」であった。

被控訴人豊中市第4準備書面4頁で「特定の者を新たに事務局長に就かせるというような『人事』の相談ではない。」とするが、市長に示した乙8では、「現館長」は「館長として当初の目的は果たした」として、明らかに「もういらない。」とされている。そして、市長に見せた候補者リストには控訴人の名前はなかったのであり、「特定の者」である「現館長」(控訴人)を排除するという『人事』の相談だったのである。

(5) 計画変更はできないというのが市のトップの判断

丙16の5頁のとおり、本郷部長は理事会において「計画変更はできないというのが市のトップの判断であった」としているが、本件「財団事務局組織体制の変更」が「所管部長段階で判断し、決定することはできない」ほどの「重要な政策的変更」であり、2003(平成15)年10月中旬、市長に「組織変更案の内諾を得」「予算確保の目処」がつき、同年10月20日「候補者の一覧表を市長にも示して了承を得」ているのであるから、「計画変更はできないというのが市のトップの判断であった」というのも当然である。

しかし、被控訴人らは、控訴人が12月に対案を示さなかったとして問題としているが、まさに「計画変更はできないというのが市のトップの判断であった。」のであって、控訴人が何を言おうが、控訴人排除は変わることはなかったのである。

(6) 市長が決めた控訴人排除

このように、「所管部長段階で判断し、決定することはできない」ほどの「重要な政策的変更」について、まず、乙8を示して、2003(平成15)年10月中旬、市長に控訴人排除を内容とする「組織変更案の内諾を得」「予算確保の目処」がつき、同年10月20日、控訴人を除く「候補者の一覧表を市長にも示して了承を得」、「それで当たれという了承のもとに打診」してい

るのであって、まさに、控訴人排除は市長が決めたのである。

- 3 こんなに違う原審と控訴審での市の主張、証言
- (1) 原審での本郷証言と被控訴人豊中市の控訴審での主張の違い

ア 原審 原審本郷調書52頁

「組織変更をしないと財団の支障が出ますということで、市長に説明していますから、その非常勤館長の雇止めとか廃止とかいう説明はしていません。その時には。」

イ 控訴審 被控訴人豊中市第3準備書面8頁

「市長については、・・乙8に基づく財団の体制について説明し、予算 措置について内諾を得た。」

「本郷部長は市長に対し、平成15年10月20日頃、乙8号証に基づき財団事務局の体制変更の説明と候補者リストを見せて了解を得ている。」

ウ 何が違うか

原審では本郷部長は「(市長に対して) 非常勤館長の雇止めとか廃止とかいう説明はしていません。その時には。」と証言したが、控訴審では、2003(平成15)年10月中旬に乙8を示して市長の了承を得たとしている。乙8ではまず、「非常勤館長職の廃止」が書かれており、「現館長」について「当初の目的は果たした。」と書かれている。

「非常勤館長の廃止」という説明はしていないとの本郷証言は明らかに虚偽である。

わざわざ嘘の証言をしたのは何故か、「非常勤館長の廃止」の形での控訴 人排除をまず市長に諮ったとするのはまずいと判断したからであろう。

(2) 原審での主張と控訴審での主張の違い

ア 原審第3準備書面6頁、原審第4準備書面4頁、8頁

「被告豊中市と被告財団の事務レベルが共通の認識をもって、財政当局に『補助金を予算要求するためにその具体化を協議して決めた』のが『考え方』『方向性』を示す乙8号証である。」

イ 控訴審第3準備書面7、8頁

「市長については、・・・乙8号証に基づく財団の体制変更について説明 し、予算措置について内諾を得たものである。」

ウ 何が違うのか

原審では乙8は2003(平成15)年11月中旬に財政課に示して「考え方」「方向性」を説明するために作成したと主張していたが、控訴審では、同年10月中旬に「市長に財団の体制変更について説明し、予算措置について内諾を得た」と変わり、財政課については「その後の手続き」であると主張が変わった。

(3) 証言、主張の変化から明らかなこと

市が原審において繰り返し主張していたのは、「財政当局に『補助金を予算要求するためにその具体化を協議して決めた』のが『考え方』『方向性』を示するととしており、あくまでも「財政当局に『補助金を予算要求するためにその具体化を協議して決めた』 乙8」であったし、乙8によって「考え方」「方向性」の財政課の理解が得られなければ「その後の予算額の折衝に進めない。」(原審市第4準備書面8頁、12頁)ともしていた。

ところが、控訴審では、まず、市長に乙8を示して控訴人排除を内容とする財団の体制変更について説明し、予算措置についても、もう既に内諾を得

ていたと言うのであり、更に、控訴人を除く候補者リストを示し、「それで当たれとの了承のもと」候補者に当たったのであり、市長が決めた「館長人事」だったのである。

4 財団事務局の組織変更なのに控訴人を含む財団事務局には秘匿して

(1) 原審での主張

市の原審第4準備書面19頁では、市は、「財団のスタッフが協議検討し、 積み上げてきた計画を財団事務局が予算として男女共同参画課に要求し、これを基礎に双方が協議して財政当局に要求し、最終的に市が補助金として確定する。こうしたプロセスは原告も館長として参画しているので知らないはずはない」と主張していた。

(2) 実際には

2003 (平成15) 年10月31日の事務局運営会議に諮られたのは、 乙11の「取り敢えず、現行、平成15年度の人員体制での」予算要求説明 書である。(原審財団準備書面3:2頁)

しかし、少なくとも、控訴審での主張によれば、既に、2003(平成15)年10月中旬には、市長に「組織変更案の内諾を得」「予算確保の目処」がつき、「常勤プロパー事務局長候補者のリストづくり」を行い、同年10月20日「候補者の一覧表を市長にも示して了承を得」「それで当たれ」との指示のもとに候補者にあたるという段階にあった。

また、被控訴人らは、理事長にも同月30日に乙8を示して了解を得ているとする(理事長の認識と異なることは後記のとおり)。

同月31日の事務局運営会議の時点では、乙8の「組織変更案」を市長に話して「予算確保の目処」もついていたということになる。しかるに、財団 事務局の組織体制の変更については、当該者である控訴人にも財団事務局職 員にも全く知らせず、「協議検討」もさせなかったのである。

また、既に乙8は市長に見せて了解を得ているのであるから、31日の事務局運営会議に乙11を諮る際に通常ならば、「考え方」「方向性」として示されていたはずである。しかし、これは全く隠されて2003(平成15)年度現行人員体制のままの予算要求説明書が諮られた。

「重要な政策的変更」である財団事務局の組織体制の変更であれば当然に、 少なくとも、乙8に基づいて2003(平成15)年10月31日の事務局 運営会議に諮られるべきであった。

ところが、事務局組織体制の変更内容を秘匿し、現行2003 (平成15) 年度のままの乙11で、事務局運営会議に諮ったのであり、これは、「重要な 政策的変更」が、控訴人排除であったことを示すものであり、財団の山本事 務局長は「控訴人には、これを隠しておく」行動をしたことが分かる。

5 乙8は理事長にも示さず

理事長の理事会(2004(平成16)年2月1日)での発言を再度以下の とおり明らかにする。

(1) 甲71の4:17頁

「私が聞いたのは10月30日です。それは1つの体制変更として事務局長とか館長とかそういうことは一切名称は別に、一本化ということは、聞きました。それに対してこれからどうするのかというのは、これは、これからの話になりますが。これは館長に相談してください、まずは冒頭申し上げました。」

(2) 甲71の4:26頁

「私が聞きましたのは、10月30日には全体の機構改編をこれから考えていくと。でも私は、はっきり申し上げて、館長でもないし事務局の中に入

っているわけではないので、事務局で相談して、それから市長と考えて、細かなことはこれから決めていく、で、最後のところの試案を持ってきてほしいと、そこを私が納得したら理事会を開きましょう、と。・・・・それで、それからもう1回、何回かお会いしましたときに、いろいろ要望書がきておりましたから、・・・これは聞かせていただいて、これから館長と事務局長のお話と、それがどういう試案を持ってくるか。名称についてはいろいろ変わったと思います。事務局長にするか、専務理事にするか、館長にするか。それは、私としては一本化するということで、」

(3) 甲71の4:39~40頁

「10月30日にいらしたときは、この大きな機構改革の方向性を示していただきました。それで館長が、ちょっと待ってくださいね、ノートがありますので。館長にすべて一度全部相談してください、事務局の問題ですと申しあげました。」「私にきたのは、1月でしたか要望書が届きました。そのときは、またものすごい混乱した要望書で、館長を置かない、事務局長しか置かないというような私が知らされている事実と違う要望書が来たので、これはおかしいと思ったんですね。それで10日の日に副理事長も全部来ていただいて。」

(4) 甲71の4の42頁

「私のデータが出てきましたので、きっちり申し上げると、10月30日に はその大きな体制をお聞きしました。」

(5) 甲71の4の46頁

「まず、館長、あるいは館長という言葉ですが、館長を含む事務局がどう 考えられるかということがまず第一義ですよ、と言うことを本郷部長に申し 上げました。それは分かりましたと言われました。」

これによれば、理事長は、まず、10月30日に館長と事務局長の一本化について「大きな体制」について聞いたとしており、「館長を置かない」案である乙8を示して、事務局長一本化の説明をしたとは到底思えない。 更に、理事長は、何回も「館長を含む事務局がどう考えられるかということがまず第一義ですよ」と言ったと繰り返している。

理事長が言うように、事務局体制であるから「館長でもないし事務局の中に入っているわけではないので、事務局で相談して」とまず、「館長を含む事務局」が相談するように言ったのは当然のことであり、おそらく事実であろう。

この理事長の2004(平成16)年2月1日の理事会での発言から明らかなことは、乙8を理事長にも示さず、もっぱら、市において、市長が決めた「館長人事」だったということである。

更に、2003(平成15)年10月30日に理事長が、事務局体制の変更については、「まず、『館長を含む事務局』が相談するように言った」その翌日、10月31日には、理事長の指示に反してまで、「館長を含む事務局」には諮らず、これを秘匿して、2003(平成15)年度の現行のままの乙11で諮ったのである。

また、理事長が聞いたのは「全体の機構改編をこれから考えていく」ということであり、理事長は「私は、事務局で相談して、それから市長と考えて、細かなことはこれから決めていく、で、最後のところの試案を持ってきてほしいと、そこを私が納得したら理事会を開きましょう」としている。もしも、乙8が理事長にも示されて、市長に話しており、「予算確保の目処」も立っているというのであれば、2003(平成15)年10月31日に財団事務局で協議検討がなされた後、同年11月にも財団の臨時理事会が開かれていた

はずである。

6 「重要な政策的変更」の中身

以上のとおり、「所管部長段階で判断し、決定することはできない」ほどの「重要な政策的変更」は、館長である控訴人を排除することにあった。

第2で述べたように、バックラッシュ勢力からの示威行為、恫喝を受け続ける中で、これに屈服する姿勢に変わっていった市は、バックラッシュ勢力のターゲットとされていた控訴人を排除することにしたものであり、「重要な政策的変更」とは、これまで、男女共同参画を推進していた政策から、これを変更して、バックラッシュ勢力に屈服するということであった。

男女共同参画審議会の人選についてまで、「思想的な偏りが懸念されますので、・・公正、中立な人選を」と指摘され、「市長が議会に予算案を提案する」のに、「どなたが館長か」が議会で問題となる(原審本郷調書52頁)という状況下において、市は、バックラッシュ勢力から問題とされ、議会運営に支障が出ることは避けるということ、すなわち、控訴人を排除するという「重要な政策的変更」を行ったのである。

市は、第4準備書面8頁で「事務局長職に、・・今後は市派遣職員を派遣せず、常勤プロパーに変更するということは・・重要な政策変更であると考えている。」としている。

しかし、財団の原審準備書面2の12頁のとおり「派遣職員の暫時引き上げとプロパー職員の増員が行政改革の方針として決定され」ていたのであり、 それに従った「市派遣職員を派遣せず、常勤プロパーに変更する」ことは、 既に決定された行政改革の方針に従ったにすぎない。

「重要な政策的変更」とは、これまで、男女共同参画を推進していた政策から、バックラッシュ勢力に屈服する方向に政策を変更したことなのである。

第4 組織変更に名をかりた控訴人排除

1 組織変更に関して、控訴審で明らかになった事実は何か? 控訴人を排除するために、被控訴人らは、将来の課題とされていた「組織変更」を、実施時期を急遽早め、排除の手段として使った。 組織変更に関して、控訴審の審理で判明したのは次の事実である。

- (1) 組織変更を平成16年度に実施する緊急性はなかったこと
- (2) 中・長期的展望で行う筈の組織変更を、指定管理者制度を無視して、 控訴人排除を優先させたこと
- (3) 第2次試案作成段階から、山本事務局長は、豊中市と協議して200 4(平成16)年度実施のため、同試案を作成していたこと
- (4) 組織変更は、専ら控訴人排除のためであり、これだけは既定方針であったこと
- (5) 組織変更の必要性は、「体制強化のため」とするのは、被控訴人らの口 実作りに過ぎず、現に体制強化には役立たなかったこと 以下、順次詳述する。
- 2 組織変更を、2004 (平成16) 年度に実施する緊急性はなかった。
- (1) 2004 (平成16) 年度は市派遣事務局長を予定していた

中・長期的展望で行う予定であった組織変更を、2004(平成16)年4月から急遽実施する緊急性が生じた事情については、被控訴人らは、山本事務局長の市派遣期限切れと後任を市派遣で補充する困難性を理由として主張してきた。

組織変更を急いだ点について、原判決は、「(山本第1次試案の段階では)将来の課題であり、必ずしも、直ちにとりかかる必要があるとまではいえなかった」(原判決67頁)と認定した上で、市派遣に本人同意が必要という条例施行で、市派遣の交替が困難になり、2004(平成16)年4月期

に、山本事務局長の後任を豊中市から派遣することが困難であることが「喫 緊の課題として浮上してきた」と被控訴人らの主張を認めた(同上)。

しかし、被控訴人らが主張していた市派遣で補充は困難となったので、 急遽、来年度実施となったとの理由は、事実ではなく、乙34の提出によって、単に控訴人排除のための口実であったことが判明した。

控訴人の釈明に応じて市が提出した乙34によると、市は、乙8作成の直前である、2003(平成15)年9月、10月初めの協議でも、2004(平成16)年度の一本化後の事務局長には、市派遣を予定していたことが控訴審で暴露されたからである。そして、2004(平成16)年から2006(平成18)年度までは、市派遣の事務局長を充て、2007(平成19)年度に初めて、プロパー化をすると被控訴人らが考えていた事実も判明した。被控訴人らの、原判決によれば「喫緊の課題として浮上してきた」理由として主張した事情は、口実であり、原判決もこの口実をそのまま受け入れていたに過ぎなかったのである。

そして、乙34によると、被控訴人らは、早くから、非常勤館長を廃止 して、原告排除だけは決めていたことも併せて判明した。

(2) 被控訴人らの主張

ア 中・長期的展望

被告財団は準備書面1の6頁において「被告財団にとっては、中・長期 的展望のもとでの組織運営、事業方針の策定こそが当時の重要課題であっ た。」と主張する。

丙25 (山本陳述書) 3頁でも、「中・長期にわたり財団事業の発展につながる職員体制のあり方を考えていく時期」であったとしている。

そして、この中・長期的とは、5年、10年を指すと市(本郷証人尋問) はしている。

イ 中・長期的展望のもとで予定されていた組織変更

(ア) 予定していた手順

山本事務局長は2003 (平成15)年5月13日の評議員会で「今後の組織、職員体制のあり方としましては、発足して2年半が経ち当初の構想時にはみえなかった組織の課題も出てきており、賃金体系も含めて市と協議をはじめたところであります。」、「秋頃を目処に発足3年を期に理事・評議員の意見交換会の開催を検討しています。」としている。(甲71:1、7頁)

このように、2003 (平成15) 年5月13日には、事務局長と被告市のみで急遽決めてしまうのではなく、まさにこれから、「中・長期的展望のもとで」の組織、職員体制のあり方について検討をはじめ、理事・評議員の意見交換会をしながら、長期計画で組織、職員体制のあり方について検討していくとするものであり、これは、中・長期的展望のもとで組織変更を予定していた手順である。

(イ) 市第2準備書面21頁と乙19(山本第1次試案)

市第2準備書面21頁では、(山本事務局長は)「平成16年3月末の自己の交代要員について非常な危機感をもつに至っており、従って平成15年4月14日の人権文化部長の課題ヒアリングにおいて、財団の体制整備を平成16年に間に合わせるよう最重要課題として要望し、理解が得られたものである。」とする。

ところで、乙19は、2003(平成15)年4月14日の人権文化 部長の課題ヒアリングで配布されたものであるが、以下のとおり、市第 2準備書面21頁記載のような、「平成16年3月末の自己の交代要員に ついて非常な危機感をもつに至っており、・・財団の体制整備を平成16 年に間に合わせるよう最重要課題として要望し、理解が得られた。」もの ではない。

乙19では、2手法として、「行財政改革の視点を踏まえながら、最終 目標年次を明確にした年次計画に基づき整備をはかる」とされている。

- 「5 課題 (1)館長職について」では、「最終的な職員体制を構想するにあたっては、」「看板役の必要性の是非も検討し、あらためて位置づけの確認を行う必要がある。」とされている。
- 「(2)事務局長・事業課長職について」では、事業課長職には、男女 共同参画に関する高い専門性と先見性が求められるとし、「今後も市派遣 職員を事務局長兼事業課長とする人事体制を維持するのであれば、市派 遣職員に求められる資質と職務経験、経歴は極めて厳しい条件となり、 派遣条例による本人同意の必要性も加味されて人材確保に困難が予想さ れる。」としている。すなわち、事務局長と事業課長の兼務について、「同 一人がこれを兼ねることはポストバランス上好ましくない。財団運営の 柔軟性と市派遣職員、プロパーそれぞれの特性を最大限生かせる体制構 想を描く必要がある。」としている。

ここでは、「今後も市派遣職員を事務局長兼事業課長とする人事体制を維持するのであれば」、市派遣職員の「人材確保に困難が予想される。」としているのである。

添付されている職員体制整備計画案A案は非常勤館長を維持し、2007(平成19)年度まで市派遣の事務局長を置き、プロパーの次長が事業化長を兼務する案である。そしてB案は2004(平成16)年度に館長職がなくなり、市派遣の事務局長とプロパーの次長が置かれ、2006(平成18)年度から市派遣の次長が総務部門のトップとなり、事務局長と事業課長をそれぞれプロパーとする案である。

市が引用する丙25の6頁も同様であり、「館長職について」は、「最終的な職員体制を構想するにあたっては、・・今後の役割を総合的に検討

し、位置づけをあらためて確認する必要がある。」とされ、「事務局長・事業課長職の分離及び常勤プロパーと市派遣の位置づけの整理」では、(1)で事務局長・事業課長職の分離が、(2)ないし(7)で事業課長のプロパー化が記載されている。

このように、年次計画を立て、「最終的な職員体制を構想するにあたって」「館長をどうするか」というものであって、「財団の体制整備を平成16年に間に合わせる」ものではない。

(3) 乙34号証から分ったこと

市が、控訴審で提出した乙34の1、2頁は、「・・山本 第2次試案をベースに、取りあえず、それまでの打ち合わせで現われた考え方や課題を網羅し、・・」(市第1準備書面3頁)したもので、山本事務局長が第2次試案を8月30日に豊中市に提出後、武井課長と山本事務局長が、「9月に数回、10月に入ってから2、3回協議」(武井調書27頁)という綿密な協議を重ねた結果である。

乙34の1、2頁は、乙8を作成する以前から、被控訴人ら間で、控訴人を解雇するために、非常勤館長職廃止をいち早く決め、事務局長職として一本化すること、一本化後の事務局長について協議し、これに市派遣を予定、2007(平成19)年度からプロパー化するとしていた事実を明らかにした。

(4) 乙34は男女共同参画推進課の文書

乙34は、表題は「とよなか男女共同参画推進財団の事務局職員体制について」とされ、作成者は「男女共同参画推進課」と記載されている。乙8と同一で単なる個人の文書ではなく、男女共同参画推進課の文書である。 乙34の1頁を見ると、2004(平成16)年3月の現館長職の廃止 だけは、既定方針である。

(5) 乙34号証の内容・・事務局長一本化と市派遣事務局長

乙34(1、2頁)によると、非常勤館長職の2004(平成16)年度の廃止後の組織変更を「事務局長(館長と一本化)の場合」と記載していながら、他の場合の記載は一言もない。「事務局長一本化」の方向性は決定済みと考えられる。

そして、事務局長一本化後の事務局長を誰にするかについて、①市派遣 (課長級)とする場合、②退職後の再任用職員とする場合、③プロパー職 員とする場合と場合を分けて記載しているが、市派遣を当てる考えであっ たらしいことが、読み取れる。

③のプロパー化は、2007 (平成19) 年度からとすると明確に記載している。従って、事務局長プロパー化案はベストだが、2007 (平成19)年度からであって、2004 (平成16)年度は実施しないと考えていたのである。

従って、結論的に市らは、乙8に決定する直前まで、2004 (平成16)年度は、

ア 非常勤館長廃止、

イ 事務局長一本化とし、その事務局長は山本事務局長又は他の市派遣 で行い、

ウ 2007 (平成19) 年度に、事務局長をプロパー化する案 を考えていたと言える。

ところが、被控訴人らは10月15日付の乙8で、急遽、一本化後の事務局長が市派遣ではなくプロパー化にプロパーを当てる案に変更した。その理由は、プロパー化案をとることによって、組織強化案の理由付けがより強調でき、三井館長排除だけを目的とした事実がカムフラージュできる

と判断したためである。

事務局長のプロパー化は、ベストの案ではあっても「豊中市との協力・連携をより深める必要があるため」、2007(平成19)年度からとしていたのに、急遽、2004(平成16)年度実施、即ち3年も前倒しとなった。「豊中市との協力・連携をより深める必要」とは、指定管理者制度に向けた準備をする必要からと推測されるが、2004(平成16)年度実施は、市との協力・連携強化を度外視しても実施しなければならない緊急事態、即ち、バックラッシュへの配慮が必要との政治的判断がされたからと思われる。

乙34では、派遣期間切れになるという山本事務局長自身が、2004 (平成16)年は市派遣を当てるという前提で協議を重ねたことが明らかになった。被控訴人らの山本事務局長派遣切れ問題による緊急実施の必要性の主張は、組織変更の緊急実施が必要となったと言いたいがための口実に過ぎないことが明確になった。

- 3 中・長期的展望で行う筈の組織変更に、指定管理者制度を無視して、控訴 人排除を優先させたこと
- (1)原判決の指定管理者制度の導入について理解していないために生じた誤りについては、既に控訴理由書で述べたとおりである。

まず、控訴人は、本件組織変更を理由に雇止めされたのであるが、本件組織変更は、「中・長期的展望を持った組織変更」であると主張しているのは被控訴人らである。

ところが、「何故、組織変更を急遽、2004(平成16)年4月から行わなければならないのか。」については、原判決は山本事務局長の派遣期間満了に伴う問題だけにすり替えている。

本件は、組織変更を理由に控訴人を2004(平成16)年3月に財団

から排除した事案であり、指定管理者制度の導入を控えたこの時期に組織 変更をすることは通常ありえないと控訴人は主張しているのである。

- (2) 市の第2準備書面37~40頁については以下のとおりである。
- (3) 被控訴人は「その後、指定管理者制度が導入されているが、別段、本件で、平成16年4月から非常勤館長を廃止し、プロパーの常勤館長制度にしたことによって、困った事態になっていない。」と主張する。

控訴人は、「中・長期的展望を持った組織変更」に指定管理者制度の導入 を視野に入れない組織変更は時期的に見てありえないと主張しているので あって、「困った事態になる」などと主張しているのではない。

- (4) 指定管理者制度の導入と中・長期的組織、職員体制のあり方
 - ア 地方自治法の改正と指定管理者制度の導入

2003 (平成15) 年6月13日公布(平成15年9月2日施行)の地方自治法第224条の2によって指定管理者制度が導入された。

指定管理者制度の導入はまさに、財団のような組織にとって、今後、どうなるのかがかかっている問題であり、中・長期的展望を持った組織・職員体制のあり方を検討するのに、指定管理者制度の導入が検討に入らないことは地方自治体の市および財団のような組織においてはありえない。

イ 財団の統合と財団の中・長期的組織・職員体制のあり方

控訴人を雇止めした年である、2004(平成16)年8月に市が開催した市民に対する説明会では、国際交流財団、財団、人権文化まちつくり協会の3団体統合を基本とするが、両財団先発統合、同時実現が困難な場合、国際交流センターのすてっぷへの優先移転を検討するとされており、表に

は統合の日程の予定の下に指定管理者制度導入の日程が入れられている。

財団統合については、被控訴人第2準備書面38頁のとおり、2004 (平成16)年4月1日以降に方針が出たのかもしれないが、控訴人が主 張しているのは、2003(平成15)年6月13日の地方自治法の改正 による指定管理者制度の導入である。また、乙4号証の財政非常事態宣言 が出されたのは1999(平成11)年であり、ここで行財政改革の徹底 が掲げられている。さらに前述の乙19号証では財団の組織体制の整備は、 「行財政改革の視点を踏まえながら、最終目標年次を明確にした年次計画 に基づき整備をはかる。」とされており、指定管理者制度を考えない組織変 更はありえない。

ウ 財団のあり方検討部会の設置

2004 (平成16) 年9月に「財団のあり方検討」の方向性を市は出し、2007 (平成19)年3月に「財団法人とよなか男女共同参画推進財団のあり方検討結果について」(甲181) が出された。

甲181によれば、「財団の中期的な展望にたった方向性を提示」とされている。

財団の中期的な展望についての検討体制は、財団理事、事務局職員、市の部長、課長とされ、(甲181の2頁)検討経過は、2005年1月~2005年月(部内で随時開催)から始まっている。(甲第181:4頁)

「4 検討にあたっての基本的考え方」では、「市の財政は極めて厳しい 状況に直面している(平成11年財政非常事態宣言)」「地方自治法改正に よる指定管理者制度の導入にともなう、財団の組織経営等の強化、市民ニ ーズに対応した事業の見直し、再編」とされている。(甲181:2頁)

(5) 組織変更と2004 (平成16) 年4月

2003(平成15)年5月13日には、これから、「中・長期的展望のもとで」の組織、職員体制のあり方について検討していくとしていたことは前記のとおりである。指定管理者制度を定めた地方自治法の改正が、2003(平成15)年6月になされ、これを受けて、2004(平成16)年9月に「財団のあり方検討」の方向性を市は出し、2007(平成19)年3月に「財団の中期的な展望にたった方向性を提示」する「財団法人とよなか男女共同参画推進財団のあり方検討結果について」(甲181)が出され、この中で中期的展望をもった財団の組織体制の方向が出されたのである。この事実経過からは、2004(平成16)年4月に財団の組織変更を急遽しなければならないことはないことが分かる。

(6) 市は第2準備書面39頁で、「指定管理者制度について全庁的調査・検 討、研究会を開始したのは平成16年11月であり、『豊中市指定管理者制 度導入指針』が確定したのは平成17年5月である。」とする。

他方、乙32の3頁では、既に「2004年(平成16年)7月22日の財団理事会において指定管理者制度の一般的な概略を説明した。」とされている。また、実現はしなかったが、指定管理者制度の導入に合わせて、財団の統合が2004(平成16)年8月には市民に提起されている。これは、いずれも、「全庁的な調査・検討、研究会を開始した」2004(平成16)年11月、「豊中市指定管理者制度導入指針」が確定した2005(平成17)年5月より前である。

(7) 指定管理者制度の内容

指定管理者制度を定めた地方自治法の改正の公布は、2003 (平成15)年6月13日であり、施行は同年9月2日である。

市は、「財団の中・長期的展望を持った組織変更を年次計画を立てて行っ

ていく」としているのであり、中・長期的展望は、指定管理者制度の導入 抜きにはありえない。

ところで、地方自治法第224条の2によれば、法施行から3年の経過措置の期間内に、財団が管理運営をしている「公の施設」について、①市の直営とするのか、②財団を指定管理者として指定する条例改正ないし条例制定を行うのか、③3年の期間内に指定管理者を公募するのかを決めなければならなかった。これは、乙32の3頁のとおりである。

市は、この①~③のどの方法によるのかを決めていなかったとしているにすぎない。これについて、本郷部長は、すてっぷを含む関連施設について上記②の方法をとることが、2005(平成17)年5月に決まったとしているのである。

「我々としては全くそういうことについては想定外の問題として、すてっぷの将来だけを考えていたということです。」(本郷調書50頁)とする。

しかし、被告財団の主張する「最終目標年次を明確にした年次計画に基づき整備をはかる」中・長期計画の組織・職員体制のあり方の検討をするのに、3年の経過措置の間、上記①~③のいずれになるかは別として、または、これも決まっていないのに、すでに法改正がなされている指定管理者制度の導入が検討に入らないことは、地方自治法の適用を受ける地方自治体の市および財団のような組織においてはありえない。

控訴人の問題については「指定管理者制度を考慮せずに進めて下さい。」 という内部伝達が市においてなされたとの情報もある。

(8) 「すてっぷ」の5年後公募

2005 (平成17) 年10月1日の第2回財団あり方検討部会の概要によれば(甲181:19頁)、「国際交流センター、すてっぷについては5年後公募である。両施設は公募になじまないが、全国的な傾向もあり、

当市でも公募ということになった。」とされている。

すなわち、すてっぷについては、改正法で定める3年の経過措置では②がとられ、3年経過後は、「5年後公募」(すなわち、改正法施行から8年後の2011(平成23)年に公募)となることが決定された。

公募ということになれば、 財団は、NPO団体も含む民間の営利団体、 企業との間で人件費を含めた経費の節減、収益の増加も含めた経営の健全 化、効率化の点で競うことになり、財団が公募の結果、「すてっぷ」の運営 に係わることになるかどうかは不明となる。

「すてっぷ」抜きの財団もありうるわけで、その意味では、指定管理者制度は、財団の存立そのものにかかわってくることなのである。従って、中・長期的展望に立てば、地方自治体の一般的状況からも、その後の「財団のあり方検討」からも、被控訴人らが指定管理者制度の導入を「予測できなかった。」ことなどありえない。

地方自治については素人である、控訴人代理人でさえ、どうするつもりであろうかとその方針の行方を追っていたくらいであり、地方自治のプロが、「想定外」などということはありえない。

(9) 原判決は被控訴人らの主張する中・長期的展望のもとでの組織体制の 変更について全く判断していない。

原判決は、指定管理者制度の導入との整合性がなくなるため、被控訴人 らの中・長期的展望のもとでの組織体制の変更との主張については判断せ ずに、「組織変更を急いだ」ことに全てを帰せしめている。

しかしながら、指定管理者制度の導入は改正地方自治法によって決定されていることであり、これを無視して「組織変更を急いだ」ことは極めて不自然であり、控訴人排除の目的が優先したため以外にはありえない。

- 4 第2次試案作成段階から、山本事務局長は、豊中市と協議して、2004(平成16)年度実施のため同案を作成していたこと
- (1) どの時期に、平成16年度実施を決定したか?

市は、控訴審になって、中・長期的展望の筈の組織変更は、ヒヤリング 段階から2004(平成16)年実施を予定し、山本事務局長は、その前提 で第2次試案を作成したと主張し出した。原審ではなかった主張である。

市は、「山本事務局長は、上記(注、山本第1次私案についての)ヒヤリングで、平成16年度実施の方向について、了承を得たことから、これまでの第1次私案よりさらにふみ込んだ案である第2次試案を作成し・・」(市第2準備書面、10頁)と主張する。即ち、第1次私案のヒヤリングを行った2003(平成15)年4月14日(乙19)に、組織変更を2004(平成16)年度から実施することが了承されていた旨主張している。

さらに市は、同準備書面 P 2 1 でも「財団の体制整備を平成 1 6 年 4 月、間にあわせるよう最重要課題として要望し、理解を得られたものである。 (丙 2 5 : 5 頁)」、同 3 0 頁でも「平成 1 5 年 4 月ヒヤリングで・・・体制変更の平成 1 6 年度実施を強く念頭においた第 2 次試案・・」「4 月のヒヤリングで平成 1 6 年度に体制変更を間にあわせることについて了解したことをふまえて・・」と同趣旨の主張を繰り返している。

この主張は原審にはない。すなわち、市は、控訴審になると、ヒヤリングから、2004(平成16)年度実施が確定していたと誤解を誘導する主張を繰り返ししている。市の第3準備書面でも同様である。「本件体制変更案の基礎となった平成16年度から非常勤館長職を廃止し、プロパーの常勤館長職とする体制変更を骨子とする山本第2次試案は、・・」(同第3準備書面12頁)と、第2次試案が、2004(平成16)年度実施を予定して作成されたことが自明の事実であったかの如く主張している。

しかし、ヒヤリングでは、組織変更が財団にとって最重要課題の一つと

して提起されて了承は得られたが、決して「平成16年度実施の方向」と はなっていない。

山本事務局長の陳述書によると、「このヒヤリングでは、今年度に是非とも財団事務局体制の方向性を決定し、問題解決に向けて動き出す必要性があることを説明し、人権文化部長や男女共同参画推進課長からの理解を得られました。」(丙25:5頁)とある。2004(平成16)年4月1日からの実施ではなく、「問題解決に向けて動き出す」ことについて、豊中市側に理解してもらったに過ぎないのである。2004(平成16)年度から実施することが了承されたのではない。

これを受けて、2003(平成15)年5月13日の評議員会で、山本事務局長は「(組織の課題も出てきており、賃金体系も含めて市と協議をはじめたところであり・・) 秋頃を目処に発足3年を期に理事・評議員の意見交換会の開催を検討しています」(甲第71号証の1、7頁)と発言している。市と協議を始めたばかりであり、財団内での組織変更に向けた協議を始めること、即ち組織変更について財団内の合意形成に向けて動き出そうとしていたのである。しかも、秋頃に、意見交換会が予定されていた。

市は、中・長期的課題として提起されて時間をかけて動き出そうとしていた組織変更を利用して、急遽、バックラッシュ対策として、事務局のみで組織変更案を策定し、控訴人排除に使ったのである。

にも拘わらず、市の第2、第3準備書面では、2003 (平成15)年度の年度初めから、「平成16年度実施の方向」が決まっていたかの如く、事実を曲げて主張している。

2004 (平成16) 年度実施を決定したのは、第1次試案のヒヤリング後、評議員会の山本発言があった5月13日以降である。その頃に、被控訴人らが組織変更案を急遽策定して、2004 (平成16) 年4月1日から実施しなければならない事情、即ち、バックラッシュ側との妥協策の

必要性、即ち控訴人のすてっぷからの排除の必要が発生したのである。し かるに市の主張は、故意に事実と異なる主張をしているのである。

(2) 山本第2次試案は、2004 (平成16) 度実施を決めて作成されて いた

市は、更に、「山本事務局長は、上記ヒヤリングで、平成16年度実施の方向について、了承を得たことから、これまでの第1次試案よりもさらにふみ込んだ案である山本第2次試案を作成し・・」と主張する(市第2準備書面10頁)。第3準備書面も同様に、市は、2004(平成16)年度実施の方向を前提に、第1次試案よりふみ込んだ第2次山本試案を作成したと主張している。

しかし、従来の財団らの主張では、第2次試案は、「平成16年実施の方向」が前提で策定されたものではなく、あくまでも山本の個人的な私案にとどまり、財団内部の了承はもとより、市の協議も一切なされずに作成されたものであるとされてきた。

山本自身、何日かは明示を避けているが、2003(平成15)年5月、 財団組織体制についての話し合いはもう少し待ってくれと武井課長が言っ たことを受けて、「市としても協議を進めるつもりであるとの意思表示と受 け止めた」などとしている(乙25:5頁)。

以上のように、2004(平成16)年度実施の方向が4月の決定に基づいて第2次試案が作成されたと豊中市は主張するものの、実際には、第2次試案は「手法」として「行財政改革の視点を踏まえながら、最終年次を明確にした年次計画にもとづき整備をはかる。」と第1次試案と同様の記載になっているだけである。これはいわゆる中・長期的展望の組織変更であり、計画の目処を2008年度(平成20年度)に置き、その達成年を2011年度(平成23年度)と想定している。来年度である2004(平

成16)年度から、即実施ではない。

ここで注目すべきは、中・長期的展望で体制変更を行うとしながら、山本第2次試案は、「4、体制整備の方向」として「館長常勤化と事務局長職廃止・館長の下に次長職を置いて市派遣を充てる」ことだけは明確である点である。かかる方向性が、財団の事務局長ひとりが決定できることではなく、市の関与があってこそ可能なことは、控訴人が繰り返し主張してきたところである。

従って、2003(平成15)年5月13日の評議員会での山本発言後、第2次試案の作成日である5月25日(丙21)までの間に、市が関与して第2次試案を作成して、2004(平成16)年度実施が決定されたと推察できるのである。

(3) 山本第2次試案は、市との協議により作成されていた

市は、第2次試案作成後の状況として、更に次のとおり主張する。即ち、「上記第2次試案による体制整備計画案は、当時人権文化部が担当していた男女共同参画推進条例の議会上程や審議に手をとられ、人権文化部と山本事務局長の詰めの協議が中断されていたが、上記条例が2003(平成15)年10月1日に可決されたことにより、10月上旬から武井課長と山本事務局長との間で急速に進められ、最終的には本郷部長も参加して同年10月中旬の・・」(同10頁)と。

従来、被控訴人らは、第2次試案は、全く山本の個人的な私案に過ぎず被控訴人らは関与しておらず、2003(平成15)年8月30日に初めて乙20として、市に提出したと主張していた。

従って、第1次試案が市でヒヤリングされた後は、財団の組織変更について市は全く関与してないのだから、第2次試案による体制整備計画案について、「詰めの協議が中断された」となる筈がない。

実際は、山本事務局長と市とが、密かに協議を重ねて、第2次試案が作成されたが、「男女共同参画推進条例の議会上程や審議に手をとられ、人権文化部と山本事務局長の詰めの協議が中断されていた」と推察されるのである。

上記市の主張は、はしなくも、第2次試案については、実は市との"密室"での「詰めの協議」がなされて作成された事実、条例の議会上程や議会対策に追われて「詰めの協議が中断された」事実を吐露した主張となっているのである。

第2次試案は、2003(平成15)年6月11日に理事長に、同年7月には副理事長に説明されているが、従来からの豊中市と財団の力関係からして、豊中市が了承しておらず、今後どの様な展開となるかも知れない組織変更案を正副理事長に示す必要は全くない。両者に示され・説明された事実からしても、市の了解が得られていた案であることが分る。すなわち館長常勤化、非常勤館長廃止によって控訴人を排除することは決まっていたが具体的な職員配置案は中断しており、8月30日提出時のB-4案作成まで進行しなかったことが推測できるのである。

そして、8月30日土曜日、市役所の休庁日に本郷部長、武井課長、山本事務局長が市庁舎に集り協議された。この際、第2次試案に従来なかったB-4案を添付した(乙20の末尾2枚)。その後は被控訴人主張の「10月上旬から武井課長と山本事務局長との間で急速に進められ、」たのである。

8月30日に追加され、当時の段階で実施の具体的な職員配置と考えた B-4案が館長常勤化案であったのは、第2次試案の方向が館長常勤化で あったし、市もそれに同意していたからである。

市は、「山本第1次試案、及び第2次試案を作成し体制整備を建言していくことは、山本事務局長の職責に基づく山本個人の建言としての行動であ

る。それだからこそ、前記第1次、第2次試案とも欄外に『山本試案』と 記載されているところである」と主張する(同22頁)。

市のこの主張では、事務局長の職責に基づくものではあっても、財団役職者などとの協議は全くない山本個人の全く私的な案であり、ペーパーの欄外に「山本試案」と記載してあることしか主張しておらず、肝心の市の意向や財団の理事らの考えが反映されてもいないのに、何故「整備の方向」性を試案で打ち出せるのかについては、全くわからない。

又、市は「関係者と協議をして修正を重ねていったとしてもあくまで山本の私案として建言の性格のものである。従って山本の一存で第2次試案で方向性を明確にしたからといって私案であるから自己の考えを自由に書いて当然のことであり、これに理由不明であるなど議論されるいわれはない」とも主張している(同28頁)。

この「関係者と協議をして修正を重ねていったとしても」との主張は、 実際は「関係者」と協議をして「修正を重ねていった」事実を認めている と考えられる。「関係者」とは、具体的には人権文化部の本郷部長、武井課 長らの意向を受けた田中逸郎人権文化部市民活動課長(人権文化部総務担 当は市民活動課の下にあり、市民活動課長は総務課長を兼ねている)との 協議、相談を通じて「修正を重ねた」事実を指すと考えられる。

山本が試案づくりに際して、「時々被告豊中市の担当課長らと意見交換を繰り返していることは知っていた」と本郷が陳述しており(乙22:4頁)、ここの「担当課長ら」の中には、具体名を上げてないものの田中逸郎市民活動(総務)課長がいると推察される。現に、田中課長が、夜間、度々、山本事務局長とすてっぷで会って協議をしている事実が、元豊中市職員ですてっぷを利用していた市民から目撃されているからである(甲162:3~4頁)。この田中課長は、控訴人が、悪質な噂について副議長に質しに行くことを本郷部長に相談に行った際、同部長直属の部下として部長に代

わって対応しており(甲70:49頁)、人権文化部の機密事項である施策 に通じていた人物である。本裁判を控訴人が提起後、報道各社の取材に応 じたのも、主に本郷部長とこの田中課長であったし、財団統廃合問題担当 として、すてっぷ理事会で「国際交流センターのすてっぷへの移転は市長 の指示で確定しています。」などと説明したのも田中課長である(甲72-5:7頁)。

市は、第3準備書面で「山本事務局長が、山本試案について、豊中市の人権文化部と事務レベルの意見交換や協議をするのは、体制変更については当然予算を伴うものであることから、財団の補助金予算を担当する人権文化部と協議し、当該体制変更についての予算措置について承認を得られるか展望をもたなければ、体制変更を考えても意味がないからである。」(6頁)と、山本試案について、作成時に協議をしていた事実を前提とする主張を繰り返している。もっともな主張であり、山本が、1人で作成できる筈はないのである。

市は、第4準備書面で、2004(平成16)年2月2日、山本が口頭で修正予算要求書を報告した先が「人権文化部の総務担当である市民活動課総務係」であると回答してきた。この総務係がある市民活動課の課長は田中逸郎である。

人権文化部予算要求説明書の流れは、本郷によれば「①男女共同参画推進課が被告財団事務局から要求内容の説明を受けると共に、その内容を点検確認した後、人権文化部の総務課が取りまとめ、部長ヒアリング(出席者=部長、財団職員、男女共同参画推進課長、部の総務課長等)を経て財務当局に提出すする。」「②各部からの要求書を受けた被告市財務課では、財務課長ヒヤリングを行い、財団事務局職員、男女共同参画推進課長、部の総務課長等が出席し、財務課長が要求の元になり考え方を重点的に説明を受ける」(乙22:42頁)とのことである。この「部の総務課長」の具

体名はこれまで明かされなかったが、控訴審の第4準備書面によって初めて、総務担当で総務課長の役割を兼ねている市民活動課長の田中逸郎であることが明らかにされた。

市と財団の職員数の変更ならびに人件費の変更に関わる予算変更は、給与手当て、福利厚生費など数ページに渡るものであり、それを、財団事務局長が市に口頭で行うことは考えにくいが、山本と何回も協議を重ねてきて事情に通じている田中課長の下に行ったのであれば、口頭による予算修正という通常では考えられないやり方も理解できるのである。

(4) B-4案の特異性について

市は、「B-1案があることから特にB-4案を特別視する必要のないものである」(市第2準備書面20頁)と主張している。また「試案はすべて山本事務局長が検討材料として作成した私案の段階のものであり、討議検討していく課題であるから、平成15年8月30日の山本第2次試案の人権文化部への提出をもって原告排除の方針が決定したとの主張は失当である」(同21頁)とも主張する。

しかし、第 2 次試案を初めて市に提出した 8 月 3 0 日に、本郷部長らとの協議で第 2 次試案に急遽添付されたと思われる B-4案が、2 0 0 4 (平成 1 6)年 4 月 1 日から実際に行われた職員配置(甲 9 0、 9 1)と酷似している事実は、偶然とは思われない。

第2次試案は、「整備の方向」として、明確に「館長常勤化と事務局長職廃止・館長の下に次長職を置いて市派遣を充てる」方向を示した。それに合致する案はB-1案だけである。その他のA案、B-2案、B-3案は、いずれも同試案記載の「整備の方向」とは一致しない。

2004 (平成16) 年度の職員配置を見ると、A案は、非常勤館長と 市派遣の事務局長がおり、B-2案は、非常勤館長と事務局長プロパー化 の案であり、B-3案は、非常勤館長と市派遣の事務局長がいる案である。 館長を常勤化し事務局長を廃止するという「整備の方向」を決めながら、 しかも控訴審段階での市が主張する「平成16(2004)年4月実施の 案」として作成したのなら、B-1案以外の案を添付する必要性は全くない。

従って、被控訴人らの間では、8月30日までの段階では、B-1案を 実施案として考えていたが、8月30日提出時の段階でB-4案にすることに決め、B-4案を追加添付したと考えられる。

しかし、館長職を廃止して事務局長だけにすることを、原告に告げて控訴人の館長就任の道を絶つ方が有利であるとの判断から、「館長常勤化」(第2次試案の方向)を、10月に乙8の「事務局長一本化」へ変更した。ほぼ同時に作成された事務局長候補者リストを見ると、そこに上げられている人は、事務的管理的仕事に従事していた人ではなく、控訴人と類似の立場にいる学識経験者や専門家である(甲194浅倉意見書17頁)。実際に市が決めていたのは常勤館長化(B-4)であろう。

この経緯から、B-4案を追加作成してから4か月以上経た2004(平成16)年1月10日、9頁だての組織変更案を不完全な形でしか受け取らなかった控訴人が、翌11日、不足ページを出すよう強く何回も要求したにもかかわらず、ページのナンバリングを変えてまでもB-4案を出さなかった(甲47)山本事務局長の不自然な行動の説明がつく。山本は、実施予定の職員配置であったB-4案を控訴人に何としても隠したかったのである。

なお、市は「試案はすべて山本事務局長が検討材料として作成した私案の段階のものであり、討議検討していく課題であるから、2003(平成15)年8月30日の山本第2次試案の人権文化部への提出をもって原告排除の方針が決定したとの主張は失当である」(同21頁)と主張している

が、控訴人は、「平成15年8月30日の山本第2次試案の人権文化部への 提出をもって原告排除の方針が決定した」との主張はしていない。

控訴人は、従来から、上記のとおり、第2次試案作成時には、被控訴人らが密かに協議して「整備の方向」を決定して、館長を常勤化することで 非常勤館長職を廃止すること、即ち控訴人排除が決まっていたと主張して いるのである。

5 組織変更は、専ら控訴人排除のためであり、これだけは既定方針であった こと

長期的展望での組織変更は、山本第2次試案作成時から、専ら控訴人を排除するために作成され、案は転々しても、これだけは既定方針であった。

市は、「多くの計画案が添付された山本第2次試案が平成15年8月30日に人権文化部に提出された時点でも、体制整備の方針が豊中市と財団の事務レベルの間でまだ固まっていないことを示すものである」「そして、乙34号証1頁、2頁によっても、集中協議が始まった平成15年10月上旬段階でもなお、案が固まっていなかったことが示されている」(市第2準備書面21~22頁)と主張する。

市は、第 2 次試案には各種 A、 B 案が添付されており、 2 0 0 3 (平成 1 5) 年 8 月 3 0 日時点でも事務レベル案は固まっていないばかりか、集中協議が始まった 1 0 月上旬段階でも案は固まらず、 1 2 8 の 1 0 月中旬にようやく方向が定まったと主張する。それ故に、市は、第 2 次試案提出時の 1 B 1 2 次試案には特別な意味はなく、第 2 次試案の作成をもって豊中市と協議済みの控訴人排除の方針が決定されたなどとの主張は、およそ見当違いであると主張している。しかしながら、実際に 1 2 0 0 4 (平成 1 6) 年 4 月に実施した案は、結局は 1 3 日 4 案であったことは、動かない事実である。

以上、被控訴人らが夫々の時点で、密室で協議を重ねて作成した組織変更

案の変遷は、以下のようにまとめられる。

- (1) 山本第2次試案で「館長常勤化と事務局長職廃止・館長の下に次長職 を置いて市派遣を充てる」とするB-1案:館長常勤化で非常勤館長廃止
- (2) 第2次試案提出日の8月30日のB-4案:同上
- (3) 武井課長と山本事務局長の集中協議で乙34:1、2頁案(市派遣による事務局長一本化案):館長職廃止
- (4) 10月中旬の乙8の「プロパー化による事務局長一本化」案:館長職 廃止
- (5) その後、常勤館長化による実施案(甲90、91):館長常勤化で非常 勤館長廃止

被控訴人らは、組織変更案を転々とさせてはいても、山本第2次試案作成 以降は、「控訴人の排除」の方針だけは、一貫し、確定していたのである。

6 組織変更は、「体制強化のため」は、被控訴人らの口実に過ぎず、現に役立 たなかったこと(すてっぷの惨状と桂証言)

市は、桂容子館長の男女共同参画の仕事が出来なかったが、その原因が組織変更にあった旨の証言について、「職制上かかわれないと誤解して自己規制し桂自身の不本意な状態」「桂の誤解・・」(被控訴人第2準備書面、36頁)と、仕事ができなかったのは、職制上の問題ではなく、桂自身の自己規制や誤解による本人の問題である旨の主張している。

しかし、市の主張は、明らかに桂証人の証言に反した主張である。日々、 館長職にあって業務に精励してきた館長が、希望していた仕事が出来ないこ とに悩み、その原因を組織変更による制度によるものと事実に基づき証言し たものである以上、これが自己規制、誤解に基づくものであると主張するな ら、その根拠を示すべきである。

すてっぷの低調さは、2008年4月25日、すてっぷで開催された市民説明会でのすてっぷの事務局次長の弁からも衆知の事実である。すなわち市民からの度重なる要求に応えて、事務局次長は、「2006年から2007年度にかけて、すてっぷの主催事業が250件減り、男女共同参画目的使用も30件減った」というデータを公開せざるをえなかったのである(甲202:2頁)。すてっぷの市民利用状況の推移については、市が公表した資料から、控訴人が分析して陳述書「すてっぷの利用状況について」(甲105)、「陳述書」(財団の105号証への反論への再反論。甲152)を提出している。これによると、「すてっぷの利用状況は、参加者数を基にした場合、2002年度をピークに、2004年度に持ち直すものの2005年度には激減しています」「(市は)地域に密着した施策展開を強調してきたが、その具体的事業の一つともいえる市民企画委員会、市民企画講座の衰退」(甲152:1、2頁)という深刻な状況に陥っている。

結局、桂館長は男女共同参画の仕事が出来ず退職し、後任不在のまま1年間が経過し、最近男性館長が選任されたものの、組織変更後のすてっぷの活動は停滞してしまった事実は誰の眼にも明らかとなっている(甲166、甲202)。

男女共同参画推進条例は制定されても、「体制強化のため」と称して行われた組織変更は被控訴人らの控訴人排除の口実に過ぎず、組織変更の必要性はなかったことを、事実が証明する結果となった。

第5 解雇にあたっての説明義務

本件雇止めは違法で無効である

甲182によって従来の主張を敷衍すると以下のとおりである。

1 契約期間の定めと更新の合意

(1) 原判決の問題点

原判決は、雇用契約の期間が定められた契約について、契約更新について 当事者の間に合意が存在しない限り、期間満了によって雇用契約関係は当然 終了するとし、契約更新の合意の存在の立証責任を労働者側に課している。

原判決のこの判断は労働契約法第16条(旧労働基準法第18条の2)の 意義について何ら検討をしておらず、また、従来の最高裁判決をはじめとす る多くの判例によって形成されてきた解雇権濫用法理や有期契約終了法理に 反している。

(2) 期間を定めた労働契約の終了法理

裁判所は、期間を定めた労働契約については、それが解雇権濫用法理を回避する目的にあたるような一定の場合、それを排除するために、解雇法理と同様な法理に基づく有期契約終了法理を展開してきた。

とくに、最高裁・東芝柳町工場事件判決は、採用、雇止めの実態、会社側の言動等を重視し、解雇相当の理由がないのに期間満了で雇止めをすることは信義則上からも許されないと判示した。

その後の下級審判例は事案毎に強調点は異なるが、ほぼ最高裁の判断枠組みを踏襲して更新回数や雇止めの実態などを踏まえた判断をしてきた。

(3) E U諸国の有期契約規制法理と新たな解釈論

ドイツでは、1960年10月12日の連邦労働裁判所判決以降、今日に 至るまでの多くの判例によって労働契約に期間の定めを設定することには正 当事由が必要であり、労働関係を終了させるためには解雇制限法にしたがっ て正当事由などの要件が満たされる必要があるとしてきた。

こうしたドイツ判例法理を踏まえて、日本でも強行法規で解雇制限を定めた労働基準法第18条の2の制定に注目し、労働契約に期間設定することを

限定する有力な学説が登場した。

(4) 期間の定めが許容される場合

2003(平成15)年改正労働基準法が新設した第18条の2自体、解雇 について新たな規制内容を導入したものではなく、既に判例法理として確立し た濫用的解雇制限法理を立法的に確認したものである。

2003(平成15)年法改正を待つまでもなく、有期契約については、確立した解雇制限の判例法理に基づいて、使用者側に解雇制限法理脱法という意図がないと言えない限り、契約期間設定自体が無効であると解する必要がある。

労働契約に期間を定めることについて、「客観的に合理的な理由」があるとして、労働契約法第16条(旧労働基準法第18条の2)の趣旨を回避した 脱法行為と言えない場合は、どのような場合であろうか。

ILOは、「使用者の発意による雇用の終了に関する条約」(158号)とこれを補う同名の勧告(166号)を採択したが有期労働契約が「この条約による保護を回避すること」をねらいとして締結されるのを防ぐために「適切な保障措置」を明示することを締約国に求めている。そして、期間の付与は「行なわれる作業の性質又は作業が行なわれる環境のため、若しくは労働者の利益のため」にのみ認められるとして、それを限定する措置を求めている。

ドイツの判例法理、その他、EU諸国の短期契約規制法(フランス法、イタリア法など)でも、①臨時的な事業、②業務が臨時的・季節的に増大する場合、③試用期間(見習い期間)、④「派遣労働」(一時的労働、代替労働)、⑤雇用政策目的(若年雇用)などの場合に限って、労働契約に期間を設定できる合理的理由があるとしている。

こうした各国に共通した考え方に基づいて、現行労働契約法第16条に適

合する解釈としては、労働契約に期間を定めるには、①一時的・臨時的な業務の場合、②恒常的業務であるが、それが臨時的・季節的に増大する場合、 ③試用期間(見習い期間)、④特別な雇用創出政策目的(若年雇用)の場合の み合理的理由があると推測される。

そして、この合理性の立証責任は、期間設定によって大きな利益を得ると 考えられる使用者側に負担させるべきである。

本件では①ないし④のいずれにも該当しない。

したがって、本件のような恒常的な業務であるのに、それを担当する労働者との労働契約に期間を設定する使用者は、その期間設定について合理的な理由があることを立証することができないときには、期間を定めない労働契約を結んだと解釈することになる。

原判決は、契約期間設定に対して解雇を制限する確立した判例法理やそれを確認した強行規定の存在について全く考慮をせず、逆に、契約更新の合意の存在の立証を労働者側に課している点で根本的に判例法理や法令の解釈を誤っている。

2 雇止めの無効

本件契約は1年という期間を設定されていたが、本来、期間設定そのもの が前述の通り、解雇制限の強行規定に反する疑いが強いと考えられる。

少なくとも、期間満了で自動終了するのではなく、非常勤館長の契約終了は解雇(または雇止め)であり、市および市から派遣された、山本財団事務局長の都合と主導による「組織変更」が雇用契約終了の主因となっている。

労働法的には、使用者側都合による解雇については、多様で巧妙な責任回避策が採られるという視点を持つことが重要である。形式的な判断ではなく、 実質的な検討が重要であり、解雇責任回避でないことについて立証責任を使用者側に転換することを含めた判断が必要であり、原判決には、この点がま ったく欠落している。

使用者側の都合による解雇は、「整理解雇」として、とくに解雇権濫用という視点から、厳しい要件を課す判例法理が形成されてきた。

本件についても、使用者側の都合で労働者の雇用継続を失わせる点では、 整理解雇の法理を類推適用して判断されるべきであり、

- (1) 常勤館長化の業務上の必要性
- (2)解雇回避努力
- (3) 労働者への説明

がなされたのかを判断すべきである。

3 本件雇止めについて

2004 (平成16)年度に「組織変更」をする必要はなく、「組織変更」は、もっぱら、控訴人排除の目的でなされたものであって、違法、無効であることは第1ないし第4で述べたとおりである。

次いで、(3)労働者(控訴人)に対する説明がなされたかについて言うと、本件では、同様の組織変更であれば通常なら当然に行うべき従来の責任者(控訴人)への聞き取りや相談が行われず、逆に控訴人に秘匿するかたちで進められており、これは「組織変更の常識に反する異常な経過であった」。この点については4で述べる。

そこから今回の組織変更自体に控訴人の雇用上の地位継続を妨げる不法な意図が推定される。事実関係を踏まえて、こうした意図の存在の有無を検討することこそ裁判所に求められていた。ところが、原判決は本件の核心とも言える、この点について使用者側に立証責任を課すこともなく、実質的判断を避けて形式的判断で済ませている。

裁判所に求められるのは、本件雇止めにかかわって使用者側に解雇制限法 理回避を狙う悪質な意図の存在を疑い、使用者側都合による解雇として許さ れるか否かを中心に、形式的判断ではなく諸般の事情を踏まえた実質的判断をすることである。この場合、解雇制限法理の回避でないことを含め、雇止めについて悪質な意図がないことを立証するのは使用者側である。

4 控訴人に対する説明はなされず、逆に秘匿した違法

(1) 原判決も認める控訴人への情報の秘匿

控訴人に対して説明するどころか、被控訴人らは、情報を秘匿し、わざ わざ嘘をついていた。

原判決は、被控訴人らが、徹底的に秘密裡に事を進め、控訴人に組織変更や後任人事について、事情を説明したり相談したりしなかった理由について「退任するしかない原告に相談しても仕方がないという考えがあったかも知れない」(原判決71頁11行目)と認定している。

しかし、被控訴人らが、「退任するしかない原告に相談しても仕方がない という考えがあった」と主張したことは1度もなく、その様な証言もない。

組織体制変更が真に体制強化に必要であり、緊急に実施することを要するなら、秘密にしなければならない理由は何もない。

原判決も組織変更と後任候補者人事の情報について「原告に秘匿しなければならない必要性は考えにくい」(原判決71頁4~7行目)と認定し、後任館長人事については「(山本事務局長が)意図的に情報を秘匿していたことは明らかである」(原判決同、下から6行目)とまで認定している。

また、原判決は「(原告が、後任館長人事に強い関心を持っていることは容易に想像できるのに、意図的に秘匿した事実が)原告の被告らに対する不信感をつのらせる最大の原因となったことは否めない」(原判決同頁下から2行目)と判示する。

ところが、原判決は「山本事務局長が、原告に対して後任候補者の情報 を秘匿した真意については、不明と言わざるを得ない」(原判決同、下から 3行目)としているが、第3記載のとおり、「重要な政策変更」がなされた ため、控訴人には秘匿しなければならなかったのである。

(2) 秘匿するだけでなく、「第一義的には三井さんです」と嘘までついて 第3 のとおり、2003(平成15)年10月中旬には、乙8を示し て「財団事務局の組織変更」について市長の了解を得、予算確保の目処も ついて、10月20日に候補者リストを市長に示して、「それで当たれ」と の了承も得ていた。

更に、第3の5のとおり理事長によれば、同年10月30日に「館長を含む事務局がどう考えられるかということがまず第一義ですよ。」と財団事務局において協議、検討するように言われたのに、「財団事務局の組織変更」について、山本事務局長は10月31日の財団事務局運営会議に諮ることもしなかった。

かえって、山本事務局長は10月31日の財団事務局運営会議では、2004(平成16)年度の予算要求説明書について、現行2003(平成15)年度人員体制のままの乙11のみを諮ったのである。

これは、「財団事務局の組織変更」について、当事者である、控訴人に説明するどころか、隠していたことを示している。

更に、11月8日に本郷部長は、「次年度から館長と事務局長を一本化するという案が出ています。正式には理事会にかけて審議するということですが、そうなった場合、非常勤館長はなくなるということです。」とは述べたものの、控訴人を2004(平成16)年3月末日で雇止めするとは述べていない。

加えて、山本事務局長は、控訴人が、「部長と課長から組織変更の話があった。館長と事務局長を一本化するという案だった。山本さん、知っていた。」と尋ねられて、「第一義的には三井さんにお願いするということです。」

と虚偽の事実を述べた。

原判決は、「山本は、前記アの認識(注、原告には常勤館長として就任する意思も可能性もないとの認識)を有していたにもかかわらず、上司である原告に対して、雇止めになることを告げることができず、とっさに『第一義的には三井さんです』と答えた」(原判決57頁)と判示する。

しかし、雇止めという重大な事実を告げないばかりか、逆に、山本が「第 一義的には三井さんにお願いするということです。」と虚偽の事実を述べた ことは、明らかに控訴人に事実を説明する義務に違反している。

山本事務局長は、既に控訴人排除の方針を市が出し、候補者リストもできていて、「それで当たれ」との市長の指示も出ていることを熟知していたのであるから、「とっさ」にわざわざ、嘘をつくことはない。

しかも、山本事務局長は、控訴人との面談を終えた本郷部長と武井課長から、控訴人は雇止めになることを了解した、と聞いた(乙22:17頁、山本調書15頁)とされるのだから、その直後に「第一義的には三井さんです」と嘘をつく必要などまったくない。原判決によると控訴人が館長になる可能性もないと認識していたと認定しているのであるから、山本がわざわざ控訴人を騙そうと意図していなければ、「第一義的には三井さんです」と言うことはない。

山本が控訴人に「第一義的には三井さんです」と言ったのは、市の部長らと図って、一方で控訴人に館長の続投は当然と思わせることで控訴人の抵抗をそぎ、他方で密かに首切りを着々と進めるためであり、情報を秘匿し、説明責任を果たさなかっただけでなく、わざわざ、嘘をついたのである。

(3) 山本は「裏切った」「うそをついた」と認めている

2004 (平成16) 年1月10日、山本事務局長は、体制変更に向け

た動きについて、控訴人に一切知らせるわけにはいかないと判断して行動していたので、そのことを知った原告からすれば裏切り者に見えるのかも知れないと考えて、まず「三井さんが結果として裏切られたというふうに思われることをしたとは思う」と答えた。その後で山本は中座し、再度現れた後にも「私は三井さんを裏切りました。」と発言した(丙25:19~20頁)としている。

山本事務局長は、体制変更に向けた動き全体を意図的に控訴人に知らせず、徹底的に秘密裏に進め、更には雇止めという重大な事実を告げないばかりか「第一義的には三井さんにお願いするということです。」と虚偽の事実を述べて、控訴人を「裏切った」「うそをついた」のであって、自らも「裏切った」「うそをついた」ことは認めている。

控訴人が、2004(平成16)年1月10日当日、山本事務局長に「いつから私を裏切るようになったのか」と迫った際の「裏切り」は、原判決が言うような、単に候補者リストを見ていたのに「候補者リストについて知らないとうそを言った」(山本証人尋問、72頁)というものだけではない。男女共同参画を進めるためにバックラッシュ勢力に抵抗して一緒に闘ってきたにもかかわらず、バックラッシュ勢力と密かに手を結んで、控訴人の排除を決定、着々と実行し、嘘までついたことが最大の「裏切り」なのである。

(4) このように、被控訴人らは控訴人に対し、説明義務を果たさないばかりか、わざわざ、「第一義的には三井さんです。」と虚偽の事実を告げたのであって、本件は雇止めの理由がないばかりか、控訴人への説明義務を果たしておらず違法であり無効である。

第6 本件雇止めの違法、無効

本件雇止めには正当事由が必要であるが、正当事由はなく、違法、無効である。

財団は中・長期的展望の下での組織体制の変更について、年次計画を立てて、検討していくとしており、2003(平成15)年5月には「市と協議をはじめたばかり」であり、2003(平成15)年秋には財団の理事、評議員の意見交換会をしながら進めていくとしていた。

ところが、被控訴人らは、2004(平成16)年度末に非常勤館長職廃止による控訴人排除の方針を立て、控訴人を雇止めした。

被控訴人らは、財団の組織体制の変更をあげるが、中・長期的展望の下での組織体制の変更については、2004(平成16)年度実施の必要性はなく、 非常勤館長職廃止による控訴人排除のためにとられたものにすぎない。

控訴人らは、2004(平成16)年度に非常勤館長職廃止と常勤館長プロパー化が必要不可欠としてきたが、 \mathbb{Z} 34の1、2頁によって、2003(平成15)年9月、10月にも、常勤館長(事務局長)プロパー化は2007(平成19)年度とされていたことも明らかとなった。

市は、本件「財団事務局組織体制の変更」が「所管部長段階で判断し、決定することはできない」ほどの「重要な政策的変更」であるとし、まず、乙8を示して、2003(平成15)年10月中旬、市長に控訴人排除を内容とする「組織変更案の内諾を得」「予算確保の目処」がつき、2003(平成15)年10月20日、控訴人を除く「候補者の一覧表を市長にも示して了承を得」、「それで当たれという了承のもとに打診」したもので、まさに、控訴人排除は市長が決めたのである。

バックラッシュ勢力からの示威行為、恫喝を受け続ける中で、これに屈服 する姿勢に変わっていった市は、バックラッシュ勢力のターゲットとされて いた控訴人を排除することにしたのである。

市は、「バックラッシュ勢力から問題とされ、議会運営に支障が出ることは

避ける」すなわち、控訴人を排除すると言う「重要な政策的変更」を行った のであって、本件雇止めは、不法な意図の下に行われた違法な雇止めである。

更に、控訴人に対しては、雇止めすることも隠し、情報を秘匿し、わざわざ、「第一義的には三井さんです。」と嘘までついたのであって、説明義務違反であるばかりか、虚偽の事実を告げた違法がある。

第7 本件採用拒否の違法性

1 本件雇用期間の趣旨について

財団は、原判決が、「すてっぶ」の館長職を公募の非常勤の有期契約にした理由について「『すてっぷ』の業務を立上げる時期にふさわしい人材を求めることができること、また、非常勤の場合、業務を推進していく過程のなかで相当でないと認められる場合や職員体制の改正の必要が生じた場合等、これに対応して雇用関係が解消できる」ことにあると判示しており(原判決38頁)、原判決は、控訴人の適性を評価・判断するためのものではないことを明らかにしている(財団準備書面1:14頁)としている。また市も「しかしながら原判決は、すでに第1、1、(2)で述べたとおり公募の場合、『すてっぶ』の立上時期にふさわしい人材を求めることができ、非常勤の場合、業務を推進していく過程の中で相当でない場合や、職員体制の改正の必要が生じた場合等これに対応して雇用関係の解消ができるとの考えのもとに本件館長について公募・非常勤とした旨判示しているところである」(被控訴人豊中市準備書面2:47頁)としている。

しかし上記原判決判示の部分は、館長を公募にした理由と、非常勤にした 理由を述べてはいるが、有期契約にした理由を述べているものではない。

公募にした理由が仮に「立ち上げる時期にふさわしい人材をもとめることができる」という点にあったとしても、そのことから直ちに、立ち上げ期における館長の雇用契約について有期とすることを合理化するものではない。

仮に立ち上げ期にふさわしい人材というものを想定したとしても、そのような人材が、立ち上げ期以降は自動的に館長職にふさわしくなくなるというものでは全くない。存在感や知名度という、立ち上げ期にふさわしい人材の特質として指摘されているものは、立ち上げ期が過ぎたとしても、館長の人材の特質として望ましいものである。

そしてまた「非常勤」という雇用形態から、自動的に有期契約が導き出されるものではない。「非常勤」とは、常勤よりも短時間の勤務形態を指すだけのものであり、常勤より短時間の勤務形態であるということだけで、有期契約が自動的に合理化されるものではない。

ところが財団は、「本来、館長は、財団事務局のトップとして名実ともに管理運営の重責を担うべきものであり、常勤が望ましいことはいうまでもないことであった。そこで、非常勤館長職を置くのは、立ち上げ段階の一時的なものと位置づけ、様々な事態に弾力的かつ柔軟に対応できる雇用期間1年の有期契約とされたのである。」(財団準備書面1:14頁)として、館長は本来常勤が望ましいから、非常勤の館長は立ち上げ期の一時的なものであるなどと主張している。

しかしながら常勤が望ましいということから、直ちに非常勤の館長が立ち上げ期の一時的なものに位置づけられるわけではない。現に、中・長期的視点での組織変更案として作成されたという山本第一次試案(丙6)の4案中2案が、非常勤館長のまま2007(平成19)年まで計画されていることからも明らかである。また山本第二次試案(丙21)でも、A案は非常勤館長職のまま2011(平成23)年まで計画されている。もしも非常勤館長は、立ち上げ期の一時的なものであるとするなら、これらの組織変更案において、財団設立後10年余に至るまで、非常勤館長職のままの案が見られることを合理的に説明することができないのである。

結局のところ、館長職について、雇用期間の定めが設けられたことを、合

理的に説明しようとすれば、この雇用期間の定めを、試用期間と同様のものと理解するしかないのである。

すなわち、財団は、「すてっぷ」の館長を公募にするか否かの検討にあたって考慮したことを、乙3によって明らかにしているが、それによれば、財団は、公募により広く人材を求めることができ、逸材をみつけられるメリットを優先したが、同時にデメリットとして、採用決定した人材があうかどうか、連携や人間関係形成が可能かどうかなどの評価が困難であることを認識していたことから、万一、採用した人材があわない時、また採用した人材が、連携や人間関係形成が困難だと判断した時には、雇用期間の定めのある非常勤とすることで雇用関係の解消しやすいことを考えたものと考えられる。

すなわち本件において雇用期間が定められた趣旨は、採用した館長の適性を、一定の期間をかけて評価するためのものであると考えられるのである。 そして雇用期間の定めが、このような趣旨であるならば、神戸弘陵学園事件の最高裁判決(平成2年6月5日判決)が判示した「雇用期間の定めが、労働者の適性を評価・判断するためのものであるときは、原則として当該期間は試用期間であり、本採用拒否は、客観的に合理的な理由があり社会通念上相当として是認される場合にしか許されない」とする判旨が、本件にも当てはまると言うべきである。

2 非常勤館長と常勤館長の業務内容について

(1) 被控訴人らは、「非常勤館長」と「事務局長兼務の常勤館長」の職務内容は、同種の業務とはいえないと主張している(財団準備書面1:16頁、被控訴人豊中市準備書面2:47頁~48頁)。

この主張は、事務局長の職務内容について、組織変更前の山本事務局長が行っていた業務をそのまま想定することによって成り立っている。しかしながら、事務局長候補者リストを見ると、そこに上げられている人は、

事務的管理的仕事に従事していた人ではなく、控訴人と類似の立場にいる 学識経験者や専門家である(甲194浅倉意見書17頁)。桂が採用される にあたっての経緯からしても、非常勤館長職と組織変更後の常勤館長職の 職務内容は、同種のものであることは明らかである。

すなわち桂は、常勤館長職への就任を受諾するかどうかを検討するにあ たって何を検討したかという点を原審の尋問で聞かれて次のとおり答えて いる。

「とにかく事務局長という職が、米田さんとか山本さんとか市の職員、 それもベテランの市の職員さんがおやりになってきたポジションなので、 そんなこと、私ができるんだろうかというふうに思いました」(桂調書13 頁)

これに対して本郷部長の返事がどのようなものであったについて桂は「事務局長職は全体を見る仕事だから、具体的な細かい事務は課長と言われたと思うんですが、課長がしますというふうに言われたと思います。だからそれは心配いらないということだったと思うんですね」と答えている。

このやりとりから明らかなとおり、常勤館長が兼務する事務局長職の職務として想定されているものは、総務課長が行うような細かな事務ではなく、全体を見て統率していく職務が想定されていることが明らかである。そしてこのことは乙3の館長公募のメリット・デメリットを比較した文書において、館長の職務・資質として「マネージメントカ(統率力・指導力・責任感・経営企画力・労務管理)」とされていること符合する。

そしてこのマネージメント力は、館長職に期待される資質であるが、乙3号証においては、これが非常勤の短時間勤務である場合には、その短時間勤務であるという特殊性から、マネージメント力の発揮が十分にできないとされているのである。このことは、従来の非常勤館長職の職務内容と、常勤館長職との間に質的な差異があるわけではなく、単に勤務時間の違い

を反映した職務内容の差異が存在するにすぎないことを示している。

この点について財団は「控訴人が非常勤館長として行っていた業務は、 財団が行う事業の企画・立案及び実施の統括、財団が実施する講座等の講 師に限定され、」(財団・同書面16頁)としている。しかしながら、控訴 人はこれらの業務以外に、すてっぷ職員の指導育成、新規採用職員の選考 (選考委員長であった)、市民団体活動助成金事業に応募した団体の選考、 事務局長作成の各種文案の校正、すてっぷ定期刊行物やホームページ原稿 の最終チェック、他県・市からの視察団への接遇・案内、豊中市職員への 研修、市民との協同作業などを行ってきており(「訴状」16頁、原告原審 第1準備書面9~10頁、甲33、甲70、本人調書9~13頁)、被告財 団も原審準備書面1の4~5頁において認めている。とくに職員の人材育 成に関していえば、「三井さんに出会って自分の進むべき道がわかった」と 職場で直接指導育成を受けたすてっぷ元職員が当時の日誌をもとに陳述し ている(甲161)。事業以外の財団の一部の業務について、控訴人におい て、仮にマネージメント力を発揮できない点があったとしても、それは非 常勤という勤務時間の制限からくるものであって、非常勤館長の業務と組 織変更後の常勤館長の職務との質的な差を示すものではない。

(2) 財団は「現に、常勤館長に採用された桂容子は、財団事務局の最高統括者として、労働組合との交渉、労務管理、職員の指導育成、職員の配置、業務の配分、人事管理、予算決算の管理、事業続括、財団理事長との協議報告、市との折衝等、業務全体の管理・道営に携わり、事業計画の方向性の検討・舵取り、財団の中・長期的な将来計画への検討等に携わっており、控訴人の携わっていた業務とは質、量ともに異なる財団の根幹的かつ重要な業務を行っていたのである。」とし、市も、「組合との交渉」「市との折衝」「人事案件」の立案、「市の行政と長期的に財団の将来を展望しての計画」

の具体化、「財団の管理統括業務」について、桂がこれを行っている」としているが、否認する。以上の業務は、桂が担当していた業務をあげたものではなく、単に、山本事務局長が担当していた業務をあげたものにすぎない。

(3) 以上の点から、控訴人の担当していた非常勤館長の職務と組織変更後の常勤館長の職務とは、同種の業務であることは明らかであり、旧パートタイム労働法8条にもとづく「事業主が図るべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」における「事業主は通常労働者を募集しようとするときは、現に雇用する同種業務に従事する短時間労働者に対し、あらかじめ当該募集を行う旨、及び当該募集の内容を周知させるとともに、短時間労働者であって、通常の労働者として希望するものに対し、これに応募する機会を優先的に与えるよう努めるものとする。」との定めは、本件にも当てはまるというべきである。

そして、この短時間労働者に対して通常労働者への優先応募の機会を与えることは、旧パート労働法に基づく指針においては努力義務とされていたが、2008(平成20)年4月から施行されている改正パート労働法(「短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律」)によれば、措置義務にまで高められている。

すなわち改正パート労働法12条によれば、事業主は、通常の労働者への転換を推進するため、その雇用する短時間労働者について次の各号のいずれかの措置を講じなければならないとしている。

- ① 通常の労働者の募集を行う場合において、当該募集にかかる事項を 当該事業所において雇用する短時間労働者に周知すること
- ② 通常の労働者の配置を新たに行う場合において、当該配置の希望を申し出る機会を短時間労働者に対して与えること

③ 一定の資格を有する短時間労働者を対象とした通常の労働者への転換のための試験制度を設けることその他通常の労働者への転換を促進するための措置を講ずること。

そしてこの改正パート労働法12条においては、短時間労働者と通常の 労働者との業務が同種であることは要件とされていないのである。

この改正パート労働法12条における企業の義務は、通常の労働者への 転換の機会を付与することについての措置義務であって、短時間労働者を 通常の労働者に転換することまでを事業主の義務としているわけではない が、これらの措置は「一定の客観的なルールに沿って公正に運用される制 度となっていなければならない」のであって「合理的な理由なく事業主の 恣意により通常の労働者の募集情報を周知するときとしないときがあるよ うな場合や、転換制度を規定にするなど客観的な制度とはせずに、事業主 の気に入った人物を通常の労働者に転換するような場合は、本項の義務の 履行とは言えない」とされている(高碕真一著「コンメンタール・パー トタイム労働法」251~252頁)

この点に関して脇田教授は意見書(甲 $182:16\sim17$ 頁)において以下の通り指摘されている。

「被告法人は、男女共同参画事業を率先して推進する団体であり、多くの女性が非正規雇用としてのパートタイムで就労している状況の改善の必要性を社会的に啓蒙・普及する立場にあり、パートタイム労働者が通常の労働者に転換することを促進することを事業目的の一つとしている。その点で、パートタイム労働法や指針について、消極的な主張をすることが許される立場にはない。

そうすると本件の常勤館長への組織変更に関連して、被告は、非常勤館 長としてとくに問題なく就労してきた原告に対して、一般の事業主よりも 格段に強く配慮する義務を負っていたと考えられる。少なくとも、現行パ ートタイム労働法第12条の趣旨に基づけば、被告は、原告に対して常勤 館長に転換するための措置、すなわち、募集や配置についての周知と機会 の付与を公正に行うことが義務付けられていたことになる。本件事実関係 では、被告が、こうした義務を尽くしたとは考えれられない。

ところが、地裁判決は、この公正な機会を付与する被告の義務を全く無視しており、複数選考の場合には選考側に広い裁量が認められるとするなど、関連法令についての無理解に基づく明らかに誤った判断をしていると言わざるを得ない」

- 3 選考手続における不当目的(控訴人排除)について
- (1) 財団は「控訴人は、バックラッシュ勢力にとって極めて不都合な内容の男女共同参画推進条例を成立させること以上に、控訴人が『すてっぷ』に在職することの方が、バックラッシュ勢力にとって不都合であり、かつ、控訴人を『すてっぷ』から排除しなければならない必要があることについて、何ら首肯するに足る合理的な説明をなし得ていない。」(被控訴人準備書面1:18頁~19頁)としているが、いくら条例の内容が男女共同参画をめざすものであっても、それを実施する第一次的責任は、行政機関にあるのであるから、その行政機関を骨抜きにすれば、いくら条例の内容がよくても、男女共同参画は実現しないのである。
- (2) 市は、本郷部長の、「もし、万が一(桂が)適任でないというふうに判断が下った場合には、これは何とか仕事を見付けるか何かしないと、これは誰にも言ってませんが、そういうことも考えないかんな、我々が辞表を出して謝っても済む問題やないというふうに私は覚悟を決めました」と供述していることに関し、「第1に、本郷部長は選考委員会は、当然良心に従って公平に行われるであろうから、その結果は控訴人の合格、桂の不合格、

もあり得ると考えたことである。従ってこのことから本郷部長は、選考委員会は公平に行われると考えていたことは明らかである。また、このような選考委員を選任した理事会及び理事長の公平性も示していることになり、更には控訴人のいう『密約』があったという主張も財団にとって全く架空の話であることを示すものでもある。」としている(市第2準備書面50頁)。

また市は、「上記本郷部長の桂が不合格となった場合には、『何とか仕事を見付けるか何かしないと』という思いは、・・・控訴人排除の発想ではなく、万一、桂が不合格となり控訴人が合格したことを前提としての思いであるから、控訴人排除の意図をもっていたことに全くつながらないものである。」としている(同書面 5 0 頁)。

しかしながら本郷部長が、控訴人の合格、桂の不合格もあり得ると考えたというのであれば、何ゆえ2004(平成16)年2月9日の段階で、桂が「豊中に行くことを保留します」「三井さんが残りたいと言っているのに行く気はありません。押しのけて行く気はありません」とまで言ったのに対し、「桂さんしかいない」と言い切って(桂調書5頁)、桂が翻意しないように説得したのかおよそ説明がつかないのである。もしも選考委員会で、桂が適任でないと判断された時に、辞表を出して謝って済む問題ではないなどと責任を感ずるのであれば、桂が自ら館長就任を保留すると言いだした時に、その意思を尊重して翻意を受け入れておけば、本郷部長らの責任問題に発展することもない。ところがそうするどころか、なお桂に「あなたしかいない」と言い切ったのは、それほどまでに本郷の控訴人に対する排除の意思が強かったということである。と同時に、選考委員会の結論を左右することなど、本郷にとっては極めて容易なことと考えていたことを示している。

4 選考手続における手続違反について

(1) 選考委員の選任

ア 本郷部長について

財団は、原判決が、本郷部長が桂に就任要請をしていた経緯から、「そのような人物が、桂と原告を選考対象とする本件選考手続に関与することについては、公正さに疑念を抱かせる事情といわざるを得ない。」と認定したことを早計と批判し、「本郷部長は、自らの立場を十分に自覚し、自らが選考委員となることによって、選考結果に影響を与えるような言動は差し控え、公正にその職責を全うしていたのであって、」としているが(財団準備書面1:20頁)、前述のとおり、候補者の一人に対して「あなたしかいない」と言っていた人物が、その後、選考委員になった段階で、急に、「選考結果に影響を与えるような言動は差し控え公正にその職責を全うしていたのであって」などと言ってみても、およそ白々しく信用に値しないことは、改めて指摘するまでもない。

そして選考委員になれば、合否決定のための選考委員会において意見を述べることで、合否決定に影響を及ぼしうるのである(丙25:27頁)。本郷部長は、面接の際に候補者に質問をしなかったとは述べているが(本郷調書81頁)、面接審査の後の、委員間での意見交換の際に意見を述べなかったなどとは一言も述べていない。もしも本郷部長が、選考にあたっての公正さを何よりも優先するのであれば、候補者の一人に対して、就任を説得していた立場であることを考慮して、選考委員への就任を辞退してしかるべきであるが、それをしなかったのは、この合否決定の際の意見交換によって、決定的な影響力を及ぼす為であったことは明らかである。

またそもそも理事たちは、それまでの市側の働きかけで十分に先入観を もたされている状況であった(原審原告最終準備書面175頁~)。すなわ ち2004(平成16)年1月に入って、控訴人の館長続投を求める市民 からの要望書を受け取った理事やインターネットのメーリングリストを見 た評議員から、事情説明を求める電話があったことをきっかけとして、山本事務局長と武井課長は、同年1月16日から31日にかけて、財団の各理事を訪問して、当時、市に寄せられていた市民からの抗議に対する弁明を行っているのである。ここで臨時理事会への出席要請も兼ねて「理事宛て要望書に書かれているようなバックラッシュの影響ではないことについての理解をえる」ことを目的に理事や評議員を訪問したというのであるから、この機会に市側が、理事に対しても、このような事態に至った責任をすべて控訴人に転嫁するような説明を行っていたであろうことは容易に想像がつくのである。

イ 松倉委員長、弘本委員について

控訴人が、この二人の委員について、2004(平成16)年2月1日の理事会の欠席者であるばかりでなく、2002(平成14)年度および2003(平成15)年度の理事会に一度も出席したことがなく、財団の問題を自らの意思で判断しようとする姿勢に乏しい理事と言わざるを得ず、このような理事であってみれば、選考委員会の場においても、本郷部長らの意見に抗して、自らの意見を主張することなどおよそ期待できないと主張したところ、市は、「しかし、両人の、理事会本人出席率は平均的であり、特に少ないといわれるものではない(丙37の1~9)。」などと反論している。しかしながら、市がここで平均的な出席率として主張しているその内容は、2000(平成12)年度~2003(平成15)年度の間に開催された合計11回のうちの4回について出席したというに過ぎず、しかもその4回は、平成12年と平成13年のことであって、2002(平成14)年および2003(平成15)年を通していないのである。2002(平成14)年および2003(平成15)年を通して理事であった人物のなかで、この2年を通して一度も出席していない委員は他には

存在しない。この点からしても、わざわざ財団の活動に関心が薄いと思われる理事を選考委員に選任したと言わざるを得ない。

また市は、連合大阪が、男女共同参画推進条例の早期制定を求めてきたことから、「松倉氏は『バックラッシュ』勢力に対崎する立場であり、『バックラッシュ』勢力に屈するものではないから、松倉氏の選任を不公正とする主張も認識不足による主張であり、理由のないものである」(被控訴人準備書面2:53頁)としている。しかしながら前述のとおり、そもそも市は、本件組織変更や控訴人への雇止めは、バックラッシュの影響でないと主張して理事への理解を求めるという、事実を隠ぺいする動きを一貫して行ってきたのであって、そのような状況のもとにおいては、選考委員が仮にバックラッシュ勢力に対峙する立場にたっていたとしても、公正な判断をできる保障は全くないのである。

ウ 吉井委員について

市は「このように吉井委員は、控訴人に好意的であったものであり、選考の結果すてっぷの常勤館長としての適任度に大きな差があったと判断されたことにより、桂を合格、控訴人を不合格とせざるを得なかったものである。」(被控訴人準備書面2:54頁)としているが、桂を合格、控訴人を不合格とせざるを得ないような選考の結果は、吉井氏の陳述書(丙34)においても、本郷部長の尋問においても、およそ明らかにはなっていない。

吉井氏は、控訴人について「専門性や事業への熱意は並々ならぬものが感じられましたが、財団の現状と今後の課題などについては、3年間館長をしてこられた割には、十分認識しておられるとは思えず、一般論、理想論に終始しがちでした」とし、他方桂に対しては「自分のリーダーシップの欠如を正直に認めながらも、他市の男女共同参画センターでの勤務経験を生かし、職員と協調しながら、地域に根ざした活動を住民とともにやっ

ていきたい、というビションをとても真摯な態度で語られました」としている(丙34)。

要するに吉井氏によれば、控訴人は、財団の現状と今後の課題などについては、十分認識しておらず、一般論、理想論に終始したというのがマイナス評価であるとしている。しかしながら、具体的に、財団のどのような現状についての認識が欠如していたというのか、およそ明らかでない。そもそも控訴人に対してなされた質問とその回答は、甲66のとおりであるが、財団の現状について具体的な答えを求めるような質問はなされていない。回答は、質問との関係で決まるものであり、質問が一般的、抽象的なものであれば、回答もそうならざるを得ない。それでも控訴人は、現館長であるという立場から、館長出前講座の経験を例に、地域に出向いて、男女共同参画というテーマを、さらにひろめていくことの必要性を具体的に語っている。

他方、吉井氏の桂に対するプラス評価は、他市での男女共同参画センターでの勤務経験を生かし、職員と協調しながら、地域に根ざした活動を住民とともにやっていきたい、というビションを語ったという点にある。しかしながら、この桂の回答こそ、一般的、抽象的なものである。この点については、本郷部長の尋問でも、桂が具体的にどのような提案をしたのかという点については、「具体的な提案は、そのときはあんまりなかっと思いますが」(本郷調書83頁)と認めているのである。

この桂回答にある「地域に根ざした活動を住民とともにやっていきたい」という点で言えば、控訴人も「豊中市では男女共同参画推進条例ができたばかり。その条例の精神を、豊中という社会のすみずみに浸透させる、その市民活動の拠点に、というビジョンを持っている」(甲66)と述べている。桂の回答と控訴人の回答を比較して、桂が明らかに優れているなどと言いうるものではないはずである。にもかかわらず、桂の評価が明らか

に高いと断定する吉井氏には、控訴人に対する偏見があるか、被控訴人ら を擁護しなければならない立場にあるとしか考えられないのである。

また吉井氏は、「豊中市が2003年12月の段階で後任を桂さんに絞 り、本人には事実上『内定』のような言い方をしていたということは、今 回の裁判の過程で初めて知ったことで、われわれ理事には知らされていま せんでした」としている(丙34)。しかしこれも当時の理事の認識からし てあり得ないことである。2004(平成16)年2月1日の理事懇談会 において、本郷部長は「館長人事は市長の意向も働くわけです。正直言い まして、市長が議会に提案するのに、どなたが館長か、市長が了承してい ない方を議会に上程するというのは、今後の議会運営からもいろいろ問題 が出ます。市長もその辺については全然知らないということにはならない。 ということで、リストアップにつきましては、失礼な話ですけれども副理 事長にも相談なしですけれども、市長と理事長に10人くらいのリストア ップしたものをあげております。それで当たれという了承のもとに、打診 しました。しかし結果的に了承を得られたのはお一人です。対象は、今の ところお1人です」(甲46:37頁)と説明している。そしてこの説明を 聞いていた理事からは、すでに館長の後任は事実上決まっていると受け止 めてショックを受けたとする発言までなされているのである(甲159: 38頁)。にもかかわらず、吉井氏が本件裁判の中で、わざわざこのような 他の理事たちの認識にも反する事実認識を述べてくるのは、よほど被控訴 人らを擁護しなければならない立場にあるとしか考えられないのである。 吉井氏もまた、選考委員として公正な立場にたっていたとは言えないこと は明らかである。

(2) 選考方法の違反について

本件選考について、筆記試験を行っていないことを要綱違反にあたらな

いとした原判決の誤りを控訴人が指摘した点について、市は、本件選考試験は、採用要綱(甲29)第3条但書きに規定する選考であり、筆記試験を要するものではないから、原判決の判断に誤りはないと主張する(被控訴人豊中市準備書面2:55頁)。また財団も「選考の場合は、試験の方法は、『一次試験として筆記試験を実施し、二次試験として面接を行う』という要綱8条の適用はなく、筆記試験を必要とするものではない」と主張している(控訴人財団準備書面1:22頁)。

しかしながら同要綱4条は「職員採用選考委員会の設置」について定めた規定であり、同1項において「採用試験に関する事項を所掌させるため、職員採用選考委員会を設置する」とその設置目的を明記しているのであるから、本件において選考委員会が立ち上げられたということは、本件常勤館長の採用にあたって、採用試験を実施することを決めたのと同じことである。

そして採用試験の実施について定めた前記要綱第8条は、その2項において「志願者の公募」として「試験の実施及び受験資格について広く一般に公開する。ただし選考の場合は、この限りでない」としているのに対し、3項の「試験の方法」については、「一次試験として筆記試験を実施し、二次試験として面接を行う」としているだけであり、「志願者の公募」についてのような、選考についてのただし書きを置いていない。

このことからしても、「一次試験として筆記試験を実施し、二次試験として面接を行う」とする「試験の方法」についての要綱の定め(要綱8条3項)は、選考についても適用されることは明らかである。

また本件は、純粋の私企業ではなく、市が出資し、男女共同参画推進という、公的な目的を実現するために設立された財団における館長の採用であり、しかもその採用にあたっては、要綱2条(採用の基準)において、「より客観的な判定方法を用い、能力の実証に基づき、職務遂行能力を正確に

判定して行なう」という「成績主義」を規定しているのである。控訴人は、この要綱に定める成績主義について、三菱樹脂事件最高裁判決のいう「法律その他による特別の制限」が存在する場合に該当し、財団の裁量の幅を広く認めて、採用の自由を強調する原判決は、この点においても誤りであると主張した。

ところが市は「本件選考は、選考委員として理事から選ばれた5名によって、候補者それぞれに約20分にわたり面接し質問を行い、5人の理事の合議によって館長としての職務遂行能力について判定して合否を決定しているのであるから(原審山本調書31、32頁)、違法といわれるものではない」とした。また財団は、本件は、最高裁判決のいう「法律その他による特別の制限が存在するものではなく」控訴人の主張は誤りというだけである。

しかしながら、控訴人への面接は10分程度だった(甲70:89頁)のであり、その倍の時間を桂に使ったならばそれだけから見ても決して公平ではない。また、恣意的判断が入りやすい書類審査と面接のみにした点は、「より客観的な判定方法を用い、能力の実証に基づき、職務遂行能力を正確に判定して行なう」と規定する採用基準に違反する。そして5名の合議による判定であってみても、前述のとおり、本郷部長が意のままに動かせる合議であれば、公正に行われる保障など全くないに等しく、成績主義を実現するには程遠いものである。また財団は自ら定めた要綱でありながら、その要綱を「法律その他の制限」にあたらないなどとして、その効力自体を否定しようとしているのであって、およそ不合理な主張というほかない。

5 結論

以上の諸点から、控訴人に対する本件採用拒否は、原判決の指摘するよう

な、新たに、複数名の候補者の中から選任する手続きではなく、控訴人がすでに試用期間に相当する有期契約期間を経て雇用を継続されてきたことから、 客観的に合理的な理由があり社会通念上相当として是認される場合にしか許されないものである。

そして被控訴人らは、客観的に合理的な理由があり社会通念上相当として是認される事情を何ら主張・立証しておらず、本件採用拒否は違法と言わざるを得ない。

また控訴人は、改正パート労働法および旧パート労働法の指針の内容から、 短時間労働者として、財団が、通常の労働者の募集を行う場合には、その内 容を周知され、応募の機会を公平に与えられなければならない。

しかるに控訴人は、本件において常勤館長職採用についての情報を秘匿されたあげく、採用にあたっての選考委員会は控訴人排除の為に行動してきた本郷部長が取り仕切るものであり、およそ公平な応募の機会が与えられたとは言えず、この点においても、控訴人に対する本件採用拒否は、違法であることが明らかである。

第2章 人格権侵害

- 1 被控訴人らによる人格権侵害
- (1) 日本国憲法は、「すべて国民は個人として尊重される」(第13条)と 定め、個人の人格権を保障している。即ち、人間の尊厳にかかわる人格権 の保障は、基本的な法秩序の根幹をなすものであって、これを侵害するこ とは許されない。

もとより、人格権の保障は、労働の場に限られるものでないことは当然である。しかし、労務給付は、労働者自身の人格と切り離せない行為であり、且つ、使用者は、労働者の採用や教育訓練、職務内容の指示、昇進昇格、賃金、退職・解雇等の広汎な人事権を有し、労働者に対して優位な立

場に立ってこれを行使する。従って、労働の場における使用者の労働者に 対する人格権侵害は、労働関係の構造上生じるものとして損害賠償請求や 差し止め等の救済手段の対象となる。

このような労働者の人格権保障の根拠として、使用者が労働者に対し、「労働契約における信義則上の付随義務として、労働者に対して、物的に良好な作業環境を形成するとともに、精神的にも良好な状態で就業できるように職場環境を保持する義務(職場環境保持義務)を負っている」「労働者が人格を尊重されながら職場で働くことができるように職場環境を保持することは使用者の契約上の義務」とされている(甲194浅倉意見書5頁)。

(2) 本件においては、財団だけではなく、市も、実質的な使用者として、 ないしは信義則上、控訴人に対し上記職場環境保持義務を負う。

2008年5月28日付控訴人第1準備書面4頁ないし7頁で述べたと おり、市は財団と密接不可分の関係にあるばかりか、控訴人に対して実質 的な任免権・人事権を行使しており、控訴人の実質的な使用者というべき である。

2 控訴人排除の意図

(1) 豊中市におけるバックラッシュ

2002 (平成14) 年夏頃から、いわゆるバックラッシュ勢力による すてっぷへの攻撃が激しくなっていった。このようなすてっぷへの攻撃は、 後述する控訴人に対する個人攻撃、一部議員による攻撃と相俟って、市を して、控訴人をすてっぷから排除しようと企図させるに至った。

ア 2002 (平成14) 年7月8日、北川悟司豊中市会議員が理事長を務

める「教育再生地方議員百人と市民の会事務局」を名乗る人物らが、「ジェンダーフリーの危険性を学ぶ」学習会開催のためにすてっぷの利用を申込んだ。山本事務局長が「検討して回答する」と回答すると、前記申込者らは市の女性政策課へ行き、「すてっぷでこういわれたがどうなんだ、貸せないのなら文書で回答せよ」等と迫った。ジェンダーフリーという言葉が正鵠を得ているか否かはともかく、男女平等・共同参画の取り組みを否定するような施設利用は、すてっぷの目的外であり、許可されるべきではないが、市は「一般利用」としてこれを許可するに至った。

- イ 同月25日行われた豊中市臨時会本会議において、前記北川議員は「新政とよなか」議員団の代表質問を行い、宇部市条例を引き合いに出して、豊中市の男女共同参画推進条例案を批判し、同年8月2日総務常任委員会において「ジェンダーフリー運動は、その勢力が周到に遂行している革命戦略の一環であり、男女平等やジェンダーフリーという言葉を隠れ蓑として利用しているに過ぎない、男女共同参画社会基本法を盾に学校教育を握って子どもの洗脳をもくろみ、家族を破壊し、日本を腐食させる隠された革命戦略である、これを暴き警告を発したい」等と発言した。
- ウ 同年7月18日、今度は上記申込者と同一の住所で「豊中ジャンプサークル」の女性から貸室申込がなされ、一般使用が認められた。
- エ 同年8月2日、総務常任委員会で、前記北川議員は、「せんだって・・・ 男女共同参画社会の勉強会をしようというあるグループの女性が申込に行 き、いろんなことを聞かれて頭にきたということで私の方に電話があった」 と、すてっぷの対応を改善するよう市に求めた。

- オ 同年9月には「豊中教育改革市民会議」の男性によって「男女共同参画社会をめざす家庭教育講演会」というテーマで貸室申込があり、目的使用が認められた。しかし、11月16日に行われたこの講演会は、母親による子育てを絶対化し、保育や介護の社会化を進める北欧の施策を激しく非難するものであった。このような講演会は、明らかにすてっぷの目的に反するものであり、すてっぷでこのような講演会を行うこと自体、男女共同参画の実現に反し、すてっぷの存在意義に反するものであった。
- カ このような状況で、控訴人は、同年11月17日、すてっぷ貸室利用の 判断基準について、「すてっぷの設立趣旨に立ち返ってほしい」との文書を 発した。
- キ 同年12月、前記北川議員は、市議会定例会ですてっぷのライブラリーの蔵書、選定者などについて、「すてっぷライブラリーの蔵書の中にある多数のジェンダーフリー関連の図書は、市民に誤解を生む原因になります。 一方的な思想を植え付けるような図書は、すてっぷをはじめ、学校図書館などから即刻廃棄すべきである」と非難した。

また北川議員は、2003(平成15)年3月議会において、すてっぷの2002年度市民活動支援助成金事業に選ばれた団体名にジェンダーフリーという表現が使われている点を攻撃し、すてっぷの姿勢を変えるよう、市に要求した。

(2) 控訴人のターゲット化

2002(平成14)年11月以降は、バックラッシュ勢力は、すてっぷの中でも控訴人を特にターゲットに定めて、個人攻撃を強めていった。

- ア 同年11月21日の講演会において、すてっぷに対して上記のような貸室利用申請を行ってきた人物らが、控訴人に対し、「あなたは結婚したことがあるか」「子どもを育てたことがあるか」「宇部市条例に賛成か」等と返答を迫り、回答した控訴人に更に質問を迫り、12月3日には市役所前で「『すてっぷ』の館長三井マリ子さんは、男女共同参画社会についての市民からの質問に答えない!逃げている!」等と記載したビラを撒いた。
- イ 上記ビラまきを行った女性は、すてっぷに「館長に面会したい、29日までに返事を」という書面を送ってきた。要望に沿えない旨返事をすると、今度は男性が市女性政策課に「すてっぷから会えないと返事が来た。市から、会うように指導しろ」と電話し、更にすてっぷにも「なぜ会えないのか。税金を使っているところが一市民の要望に応えないのか」等と電話してきた。更に翌日には、この男性が女性政策課に直接押しかけ、同様の強要を行った。
- ウ 同年12月6日には、「市民だ」「オンブズマンだ」と名乗らない男性が すてっぷに、「すてっぷの館長は三井か」「館長の任期はいつまでか」「館長 は一般公募したのか」「館長の勤務に関して情報公開できるのか」「情報公 開か行政訴訟を考えている」等という電話をかけてきた。同じような電話 が、その直前に女性政策課にもかかってきていた。
- エ 2003 (平成15) 年夏には、「館長はいつも不在か」「館長の過去を 知っているか」等という嫌がらせ電話がすてっぷにかかってきた。

同年7月11日、男性が「館長に面会したい」と称してすてっぷの窓口に来て、職員に嫌がらせをおこなった。8月にも、すてっぷで迷惑行為を行った男性が職員に注意を受けて「三井館長は東京から来てこんなことを

職員に指導しているのか」と発言したこともあった。

上記のように、2002 (平成14)年夏頃から激しくなってきた豊中市すてつぷに対するバックラッシュの攻撃は、同年11月頃以降、控訴人をターゲットとしてその激しさを増していった。控訴人が講演会で「専業主婦は知能指数が低い」と発言したという事実無根の名誉毀損攻撃やファックス事件は、その一連の流れのなかにあったものである。

(3) 豊中市男女共同参画推進条例案の上程見送り

2003 (平成15)年2月14日、「『男女共同参画社会』を考える豊中市市民の会」は署名簿と共に豊中市男女共同参画推進条例案上程阻止の要望書を市に提出した。

同年2月、市は上記条例案の3月上程を断念し、同月20日すてっぷに おいて条例制定を求める市民らに報告をおこなった。この時、当時の人権 文化部長及び武井女性政策課長は、市民らに対し「バックラッシュの力が 大きかった、理事者と議会側の信頼関係では解決できない力がはたらいた」 と説明した(甲56)。

(4) 控訴人をすてっぷから排除したいと感じ始めた被控訴人ら

上記のような、市会議員と連携したバックラッシュ勢力によるすてっぷ への執拗な攻撃、控訴人を名指しした嫌がらせにより、市は、控訴人を「厄 介者」としてすてっぷから排除したいと考えるようになった。

市は、控訴人をすてっぷの館長とし続けることがバックラッシュ勢力の 攻撃を招き、業務の円滑な遂行に支障を来し、前記北川議員を中心とする 一部議員との関係を悪化させると考えるようになったのである。しかし、 これは当然ながらまったく不当なもので、控訴人に対する雇止めの理由と はなり得なかったし、控訴人に告げることもできなかった。

そのため、市は、後記のとおり、控訴人をすてっぷから排除する「組織変更」を、何らの緊急性も必要性もないにもかかわらず、控訴人に隠して計画し、強行するに至った。

実際に、山本事務局長、武井課長らは、控訴人をすてっぷから排除することについて異議を述べた研究者に対して、「議会である議員からいやがらせのような三井さん攻撃があること、ビラまきなどもあること、いろいろ言ってくる市民が一部だがいること、それに対し、三井さんが一人でいろいろ反撃の活動をされて困っている、うまい対応でなく、かえって向こう側に口実を与えている」「館長交代は、けっしてバックラッシュ勢力の圧力に屈したのではないが、総合的に考えてこのようになった」等と説明した(甲82:2頁、本郷調書35頁、甲86)。

この発言には、市が、バックラッシュの攻撃の中で控訴人をうとみ始め、 ついにその排除・館長交代を意図するに至った事実が現れている。

実際、「組織変更」に関する以下の経過は、市が、正当な理由なく控訴人をすてっぷから排除しようと計画し、実際にそのように行動した事実を証している。

(5) 控訴人のすてっぷからの排除

ア 緊急性も必要性もなかった「組織変更」

(ア) 2002 (平成14) 年8月に作成された第1次山本試案(丙6) によれば、長期的計画的な観点からすてっぷの組織変更を検討することが予定されていた。山本第1次試案では、館長を常勤化してプロパー職員を充て、事務局長を兼務する案が示されていたが、平成14(2002)年から2007(平成19)年にかけて6年間の計画とされており、プロパー化は早くても2006(平成18)年からを想定していた。

(イ) 原判決は、「平成14年度から・・・市職員の派遣には本人の同意が 必要となり・・・山本事務局長は自身の被告財団への派遣期間が平成1 6年3月末までであ」ることから、「組織変更は、平成15年度中にはぜ ひとも実現・・・(し)なければならないと考えていた」(53頁)と、 あたかも組織変更を平成15年度中に急ぐ必要があったかのように述べ ているが、明らかな誤りである。

上記第1次山本試案作成時には、既に市派遣に本人の同意が必要・派遣期間3年とする市条例は制定されており(2001(平成13)年12月)、山本事務局長の派遣期間が平成16年3月末であることは分かっていた。もとより、派遣期間は2年間延長することも可能であった。

即ち、山本事務局長が2004(平成16)年3月に派遣期間満了となることを前提として、「組織変更」は2002(平成14)年から2007(平成19)年にかけての長期的計画とされ、B案においても、事務局長(館長)の常勤プロパー化は、早くても2006(平成18)年からのこととされていたのである。更に控訴審において提出されてきた乙34号証には、「平成16年度、館長職を廃止し事務局長の一本化をはかるについて・・・プロパー職員による事務局長兼事業課長の配置については平成19年度からとする」(乙34:2頁)と記載されている。「組織変更」を2003(平成15)年度中に急ぐ必要は何もなかったのである。

(ウ) また財団は、上記第1次試案を2003 (平成15) 年4月にヒア リングに出して市の了承を得ているが、同年5月、山本事務局長は、被 告豊中市の武井課長から「今は条例の9月市議会上程に向けた準備に追 われているので、もう少し待ってほしい」と言われている(丙25)。 また、山本事務局長自身、同年5月13日の評議員会で「今後の組織、職員体制のあり方としましては・・・市と協議をはじめたところであります」「秋頃を目処に・・・理事・評議員の意見交換会の開催を検討しています」と述べていた。これらの当事者の発言から見ても、2004(平成16)年3月までに組織変更を強行する必要がなかったことは明らかである。

(エ) 更に、2003(平成15)年6月13日には地方自治法改正によって指定管理者制度が導入された(同法224条の2、2003(平成15)年9月2日施行)。

指定管理者制度は、まさに財団の組織のあり方を決定する制度であり、 この制度の動向を踏まえることなく、殊更に2003 (平成15)年度 中に組織変更を急ぎ、強行することは無意味でさえある。

実際に、控訴人を雇止めした「組織変更」からわずか4ヶ月後の2004(平成16)年7月には、指定管理者制度の導入に対応した財団統合についての財団理事会説明会が開催されている。指定管理者制度についての市の方針が決定しないうちに、同財団の組織や職員体制を変更することは通常あり得ないし、無意味ですらある。

(オ) 以上のとおり、何ら2003 (平成15) 年度中に実施する緊急性 のない「組織変更」が実施されたのは、控訴人を排除する意図に基づく ものであることは明白である。

イ 控訴人に対する意図的な情報秘匿及び情報操作

(ア) 2003 (平成15) 年6月9日の事務局運営会議の資料として配 られた第2次山本試案 (丙21) は、わずか3枚の抜粋にすぎず、別紙 計画案は添付されていなかったし、「館長を・・・常勤プロパーに変更する」とは記載されていたが、「非常勤館長職の廃止」とは一切記載されていなかった。

この問題は、運営会議の議題としても上げられておらず、特に議論されることもなかったのである。

しかも、上記のとおり丙第21号証には、「館長職を非常勤から常勤プロパーに変更する」と記載されているだけで、控訴人は、山本事務局長の個人的な検討案にすぎないと考えていたし、実現可能なものとも考えていなかった。また、その後の運営会議においても、「組織変更」が議題になることはなかった。

(イ) 2003 (平成15) 年7月頃、山本事務局長は、控訴人と2人で雑談しているときに、「もしも館長が常勤になったらの話ですが、第一義的には三井さんですが、常勤は可能ですか」と尋ねた。この時、控訴人は、軽い雑談の中の話であり、館長常勤化が現実の問題とは考えていなかったこと、よもや控訴人に対する首切りにつながるとは考えていなかったこと等から、まったく軽い気持ちで「無理よね」と答えた。

被控訴人らは、このやりとりをもって、控訴人を常勤館長候補者から 排除した根拠としているが、このようなやりとりで雇止めを了承したと されること自体、異常な経過と言わざるを得ない。

本来組織の責任者である館長に対しては、正式に「組織変更」の具体的内容や目的について説明を行った上で常勤館長就任の可否を打診すべきであり、「組織変更」について何の資料も交付せず且つ一切説明も行わない状態で、雑談でのやりとりで決定すべきことではない。

このような被控訴人らの異常な対応は、このやりとりを言質として控 訴人を排斥することを当初より計画していたからにほかならない。 (ウ) 控訴人が具体的な組織変更について、市から初めて聞かされたのは、2003(平成15)年11月8日夜9時過ぎのことである。

被控訴人らは、余りにも長きに亘って控訴人を情報から排除し続けた というべきである。

- (エ) しかも前記11月8日、本郷部長は控訴人に対し「次年度から館長と事務局長を一本化するという案が出ています。正式には理事会にかけて審議するということですが、そうなった場合、非常勤館長はなくなるということです」と述べたものの、控訴人を2004(平成16)年度末で雇止めするとは一切述べなかった。また、本郷部長らは、10月中旬には後任候補者のリストを作成し、同月20日には市長から「それであたれ」と指示を受け、後任候補者探しの最中であったが、この事実も控訴人に秘匿していた。
- (オ) 前記本郷部長の話のあと、控訴人が山本事務局長に対し「部長と課長から組織変更の話があった。館長と事務局長を一本化するという案だった。山本さん、知っていた?」と尋ねたところ、同人は「第一義的には三井さんにお願いするということです」と答えた。

山本事務局長は、既に10月中旬には後任候補者リスト作成に関わり、 自らの陳述書においても、リスト作成について「日頃の業務の中で得て いた情報をもとに何人かの候補者名を伝え、協議を重ねました」と述べ ている(丙25、13頁)。即ち、山本事務局長は自ら控訴人を候補者リ ストから外し、そのことを充分以上に承知していながら、あえて控訴人 に「第一義的には三井さんにお願いするということです」と明らかな嘘 を述べたのであり、意図的に控訴人を欺いたのであった。 (カ) 被控訴人らは、2003(平成15)年10月以降、後任候補者捜しに奔走していたが、その事実を一切控訴人に隠し続けていた。従って、控訴人としては、館長と事務局長を一本化する組織変更が行われても、控訴人が当該職務を担当することになるのであり、職を失うことになるとは考えてもみなかった。

原判決も、「後任館長人事に強い関心を有しているであろうことは容易に 想像できるところである。それにもかかわらず、後任館長人事に関する情報についても、同様、原告に情報を開示していなかったことが認められる (しかも、2004(平成16)年1月10日における山本事務局長の対応によると、意図的に情報を秘匿していたことは明らかである)」と判示する。市からの出向者として、本郷部長や武井課長とともに本件組織変更を 進めていた山本事務局長が、個人的に、原告に対し意図的に情報を秘匿する理由はない。市は、組織的に控訴人排除を意図していたのである。

(キ) 本郷部長が控訴人に対し、「先日はあいまいにしか言えなかった。本日ははっきり申し上げられる」と述べて、2004年度から館長職を廃止して事務局長だけにするとはっきり告げたのは、2003(平成15)年12月19日のことであり、既に桂が後任候補として決まったあとのことであった。控訴人はこの時初めて、自らの雇用が危うくなったことを認識したのである。

市は、桂を後任者として確保したため、安心して控訴人に対し「組織変更」の内容を告げることができたのである。

(ク) 山本事務局長や本郷部長らは、すてっぷの問題であるにもかかわらず、上記組織変更や後任人事の打ち合わせを一切すてっぷ内では行わず、

全て市役所または喫茶店等で行い、正副理事長との面談さえホテルで行うなど、本件組織変更及び後任人事について、意図的に秘匿した。

(ケ) 山本事務局長は、本件組織変更に関して2004 (平成14)年2月 1日に行われる臨時理事会の開催についても控訴人に秘匿し、控訴人が同 人に理事会の開催日を確認するまで控訴人に知らせなかった。

また山本事務局長は、上記理事会の議題となる組織変更の議案(甲30)についても、控訴人が要求するまで控訴人に渡さなかった。そのため、控訴人は、理事会開催のわずか1週間前に議案を入手し、初めて「組織変更」案が「館長の常勤化」であることを知った。

- (コ) 山本事務局長は、2004 (平成16) 年1月10日、控訴人から問いただされた際、「私は三井さんを裏切りました」「私は三井さんに嘘をつきました」と述べた (甲31、丙25・20頁)。
- (サ) 山本事務局長自身、「体制変更に向けた動きについては、一切原告に知らせるわけにはいかないと判断して行動していた」と述べている(丙25: 19頁以下)。

このように、被告豊中市は、「組織変更」や後任候補者捜しについて徹底的に控訴人に秘匿し、時には控訴人に対し意図的に嘘をついてまで、控訴人が「組織変更」に抵抗し又はすてっぷに留まり続ける機会を持つことを阻もうとしたのである。

ウ 控訴人に対する意思確認の不存在

本件「組織変更」が控訴人の排除を目的としない通常のものであるならば、館長でありすてっぷの責任者である控訴人に対して「組織変更」につ

いて「知らせるわけにいかないと判断」(前記丙25) する理由はないし、何よりもまず、控訴人に常勤館長に就任する意思の有無を正式に確認しなければならないはずである。

本件「組織変更」の異常さは、このような控訴人に対する常勤館長就任の可否が、一度たりとも控訴人に正式に確認されたことがないことにある。まして控訴人は、全国公募で選任されたすてっぷの館長であり、館長としての責務を十分以上に果たして活動してきたことは被控訴人らも認めている事実である。控訴人を排除する正当な理由は何一つない。

エ 後任候補者や第三者に対する虚偽の情報流布

(ア) 本郷部長と武井課長は、2003 (平成15) 年12月11日に、 後任者となる桂容子に就任要請を行ったが、その際、桂から「三井さん は了解されているのですか」と質問されて、「了解されています」「三井 さんは常勤は無理なので」と虚偽の説明を行った。

桂は、同年12月16日に市に出向いて受諾の返事をしたが、その前日、控訴人は組織変更の見直しを求める甲第33号証を提出していた。 にもかかわらず、本郷部長らは、桂に対し控訴人の意向を一切説明せず、 桂の常勤館長就任を決定(桂調書2頁)した。

- (イ) 同年11月、本郷部長らはすてっぷの川喜田理事にすてっぷの常勤 館長就任を要請した。この時、本郷部長らは川喜田理事に対し、「三井さ んは最初から3年くらいという契約だった」「三井さんは承諾している」 と虚偽の説明を行った(本人調書37、38頁)。
- (ウ) すてっぷの職員らは、同年夏頃から「三井との契約は3年という期限である」旨の話を聞かされていた。上記経過から見て、このような話

を流すのは山本事務局長以外にあり得ないが、これは上記のとおり事実ではない(甲70、69頁)。

- (エ) 2004 (平成16) 年1月26日、すてっぷの小松評議員は本件「組織変更」について山本事務局長・武井課長から説明を受けたとき「現館長にまず常勤の意向を聞くのが普通でしょう」と述べた。これは上記のとおり、本件「組織変更」の本質を突く当然の質問である。これに対し、同人らは「非公式に就任時にお聞きしたとき、せいぜい3年くらいつとめるつもりということを聞いていたので打診はしなかった」と述べた(甲63)。この説明は、控訴人に打診しなかったという事実を認めている点で被控訴人らの本件訴訟における主張と異なるのであるが、控訴人は就任時に3年という期限を付けた事実はなく、この点でも虚偽の説明であった。
- オ 理事会や評議員会における議論や協議はほとんど行われてない

本来、すてっぷの組織変更については、理事会や評議員会において議論し、承認を得るべき事項である。

にもかかわらず、本件「組織変更」については、その実施の直前である 2004(平成16)年1月10日に初めて、理事長・副理事長会議を、 同年2月1日に理事会をそれぞれ行ったに過ぎない。しかも、館長を常勤 化するという最終案が決定された1月10日の会議及びその議論からも、 控訴人は完全に排除されていたのである。

カ 選考手続きの不公正

常勤館長選考の手続きは、原判決も認めざるを得ないほど、不公正なものであり、最初から控訴人を排除する意図に支配され結論が決まっていた。

桂に館長就任を依頼し、寝屋川男女共同参画推進センターから退職させて引き抜いた本人である本郷部長が選考委員であったこと自体、選考手続きが形式に過ぎないことの証である。控訴人や市民らの批判を受けた市は、最後の最後になって、このような手続きを行って「公正らしさ」を装わなければならなかったのである。

本来、パートタイム労働法指針に基づいて、常勤職務に対しては、控訴人は優先採用の機会が与えられなければならない。しかし本件において控訴人は、優先採用の機会が与えられるどころか、当初から結論の決まっていた形式的な試験を受けさせられ、欺かれたのである。

3 被控訴人らの義務違反

(1) 上記のとおり、被控訴人らはバックラッシュの攻撃を受ける中で控訴人をうとみ、控訴人をすてっぷから排除しようと意図して、本件「組織変更」を実施し、控訴人を雇止めした。

上記「組織変更」の実施及び雇止めは、職場環境保持義務に反して控訴 人の人格権を侵害するものである(甲194浅倉意見書22頁)。

また、「組織変更」実施と雇止めに伴って行われた被控訴人らの上記行為のそれぞれは、同じく控訴人に対する人格権侵害である。

控訴人は「多くの事業を予定通り遂行しなければならない中、市が次々に出してくる組織変更案に翻弄されっぱなしでした。それから来る疲労感、首を切られるかもしれない恐怖心、信頼してきた部下(市から派遣の山本瑞枝事務局長)から嘘をつかれてきたことによる屈辱感から、眠れない夜を過ごしました」「心労で眠れない日が続きました」(甲70:84、88頁)、「情報から隔絶されて、私がまったく知らないところで私の身分にかかわることが決められているっていうことが何か恐ろしさっていいますか、恐怖に似たものを感じた」「体中に湿疹ができ、あざのように残った」(本

人調書41頁)と、その精神的苦痛を述べている。

首を切られるかもしれないという恐怖感、信頼してきた部下から嘘をつかれてきた屈辱感は言うまでもない。それ以上に、情報から隔離されている不安と恐怖は筆舌に尽くしがたいものである。控訴人は、このような精神的苦痛の中で、自らの実績とキャリアを否定されたのであり、その精神的苦痛に対する被控訴人らの責任は重大である。

- (2) また、被控訴人らは、2002(平成14)年から始まった、バックラッシュ勢力によるすてっぷの活動や控訴人に対する攻撃に対し、控訴人の対応を支援する適切な対応策を全く取らなかった。これもまた、職場環境保持義務に反して、控訴人の人格権を侵害するものであった。
 - ア 2003 (平成15) 年9月、市議会副議長から本郷部長に対し、「控訴人が講演会で専業主婦は頭が悪いと発言した」という「噂」があるとの情報が伝えられた。原判決は、「本郷部長らは即座にこれを否定しており、バックラッシュ勢力に屈するようなことがあったとは認められない」という。しかし本郷部長は「そのようなことを言うはずがありません」と述べただけで、むしろ、この問題は自分個人の問題だけではなく、すてっぷの存在意義に関する問題だから、事実をはっきりさせる必要がある、として副議長に会いに行こうとした控訴人を阻止した。前記「噂」は、男女共同参画推進センターであるすてっぷの館長である控訴人にとって、館長としての存在意義、すてっぷの存在意義にかかわる重大な問題であるから、被控訴人らは、前記職場環境保持義務に基づいて、事実関係を明らかにし、前記のような噂が事実に基づかない、控訴人に対する誹謗中傷であることを明確にすべき義務があった。

上記噂の真偽は、控訴人のすてっぷ館長としてのアイデンティティーに 関わるものである。にもかかわらず、市はこれを行わず、むしろ控訴人の 行動を押しとどめて、控訴人の人格権を侵害した。

イ また、同年11月のいわゆる「ファックス事件」では、控訴人を含む女性4名のみが土曜日の午後7時から10時まで、誰もいない庁舎の一室で 北川市議と関係者3名から、机を叩いて怒鳴りつけるという恫喝行為を受けている。

言うまでもなく、土曜日は閉庁日であり、夜間遅い時間まで、誰もいない庁舎の一室で、女性だけで恫喝を受けたのであり、山本事務局長自身も「怖いなと思いました」(同人調書76頁)と述べたほど、恐怖を感じさせる、明白な行政介入行為であった。

しかし、市人権文化部西村次長は、このような行政介入行為に抗議する どころか、控訴人に対し「法律家はそう(謝罪の必要がないと)言うだろ うが、議会がからむとそうはいかんな」「関係者へのお詫び行脚をしなくて は」と、控訴人に対し関係者への謝罪を行うよう求めた。更に、2004 (平成16)年3月には、財団は、山本事務局長の監督責任を理由として 控訴人に始末書を提出するよう要求した。

上記のような、職員を畏怖させる行政介入行為を放置し、控訴人を行政介入行為にさらし続けたばかりか、関係者への「お詫び行脚」を指示したり、始末書の提出を求めた被控訴人らの行為は、職場環境保持義務に反して、控訴人の人格権を侵害するものであった。

原判決は、北川議員の謝罪要求に対し、市は「謝罪の必要はないとしたままであり・・屈服するような態度をとったとは言えない」と述べるが、市は、北川議員の恫喝に対して、その責任の全てをすてっぷの事務局長とその上司である控訴人に負わせて、控訴人に対し「お詫び行脚」や「始末書」への署名押印を要求し続けたのである。原判決は、「館長としての原告の責任については、山本事務局長の上司としての監督責任の有無が問題と

なったが、何の処分も行われなかった」と述べるが、控訴人が始末書への 署名押印を拒んだから「処分のしようがなかった」だけのことである。

第3章 豊中市の責任

1 市には不法行為責任、債務不履行責任が成立する

控訴人の雇用契約は、形式的には財団との間のものであった。しかし、予算を握る市は財団と密接不可分の関係にあり、実質的な任免権・人事権を掌握しており、控訴理由書で詳述したように、本件雇止め・採用拒否は市の主導のもとにおこなわれたものであった。

すなわち、市は、バックラッシュ勢力から名指しで攻撃されていた控訴人をすてっぷの館長とし続けることが、更なるバックラッシュ勢力の攻撃を招き、業務の円滑な遂行に支障を来たすと考え、バックラッシュ勢力に迎合して、控訴人の雇止めを決定した。

そして、市は、組織変更案の作成を主導し、候補者の選任を主導し、候補者の打診を主導し、選考手続きを主導し、控訴人排除を実現したのである。

したがって、市は、本件雇止め・採用拒否について、財団とともに共同不 法行為責任を負う。

また、市は、控訴人の実質的な使用者として、ないしは信義則上、控訴人の人格権を侵害してはならない義務を負っていたにもかかわらず、これに反し、控訴人の人格権を侵害した。

したがって、この点についても、不法行為責任を負い、債務不履行責任を 負う。

以下、市の反論に対して再度反論する。

2 財団の独立、自主的な館長採用などありえないこと

市は、財団職員の採用が、すべて財団の選考委員会で独立、自主的に決定

されていると主張する。

しかし、たとえ一般職員の採用が財団の自主独立に任されているのだとしても、館長人事については、財団が独立、自主的に決定できる状況にはなかった。

2004(平成16)年2月1日の財団理事会で本郷部長が発言したように、 館長人事には市長の意向が働くのである(甲46:3頁)。市長が了承してい ない人物であれば、財団の補助金についての予算案を議会に提出することが できないのである。

このように市長の了承が要件となっている以上、およそ「独立」「自主」などといえるものでないことは明らかである。

実際、被控訴人自ら、「体制変更については当然予算を伴うものであることから、財団の補助金予算を担当する人権文化部と協議し、当該体制変更についての予算措置について承認を得られるか展望をもたなければ、体制変更を考えても意味がない」(市第2準備書面61頁)とまで述べている。

また、本郷部長は、訴外桂を推薦しさえすれば理事会で承認され財団で採用されると考えていたという。しかし、財団の自主独立性が発揮される余地が存するならば、およそ市の職員の一存で候補者を「推薦しさえすれば承認され採用される」などということはありえない。「推薦しさえすれば承認される」のであれば、理事会は、単なる形式に過ぎないと言わざるを得ない。このように本郷部長が考えていた事実こそ、財団が決して市から独立して自主的に館長を選任することなどできないことの証左である。いくら最終的な決定権が財団理事会にあるといってみたところで、それはあくまでも形式論にとどまるものなのである。

3 政治的責任ではない

市は、市長の責任は、法的責任ではなく政治的責任であるという。

しかし、本件訴訟で問題となってきた市長の責任は、当然、法的責任である。 高橋理事長は、本件訴訟で問題になっているのが市の法的責任であることを十分理解しつつ、市長に責任があると証言したのである。 同理事長は、理事会においても、「すべて任免権の最後の責任は、理事長と市長にあります」と述べているが(甲71-4:2頁)、任免「権」との言葉を用いていることからも、理事長がいう責任は、法的責任であることは明らかである。

4 山本事務局長は市側の人間

市は、山本事務局長を豊中市側と評価するのは間違いだという。しかし、これも形式論にすぎない。

被控訴人らが組織変更の必要性として、山本事務局長が市に戻ることを強調していることからみても、山本事務局長が被告豊中市側であることは明らかである。山本事務局長は、館長の指示を受けるべき事務局長としてではなく、豊中市の立場にたって、控訴人の排除をめぐる一連の動きに関与してきたのである。

山本事務局長は、組織変更案を作成してきたが、これは財団において検討した案ではない。山本事務局長が市と共同で作成した案である。財団内部の誰にも相談することなく、財団としてはなんら検討することなく、市職員のみと協議して作成するという山本事務局長の行動は、まさしく同人が市側の人間にほかならないことを示すものである。

5 市が候補者をリストアップ、了承したのは市長

候補者リストも、組織変更案を財団職員とではなく専ら市職員と共同で作成した山本事務局長が、市の武井課長と共同して作成したものであった。

この点、市は、候補者リストアップ、打診は誰かが行わねばならないこと であるから、人権文化部が関与しても不法行為にはならないという。 しかし、候補者リストアップ、打診は、「誰かが行わねばならないこと」というより、本来「財団が行わねばならないこと」である。ところが、組織変更案と同じく、財団内部での協議が全くなされないまま、市の職員と、市側の人間である山本事務局長が作成したのである。

そして、候補者リストを了承したのも、理事長ではなく、市長であった。

市は、リストを市長に見せ了解を得たのは、「市と財団との関係から、この程度のことは、市長に知らせるべきもの」であり、なんら問題ではないという。

また、「理事への報告は市長より10日程遅れているが、市と財団との関係からすれば、問題ない」「理事長の承認を得て打診したから、豊中市主導ではない」という。

しかし、市は、そもそも候補者リストを理事長に見せていない疑いが極めて 濃厚である。

理事長は、2004(平成16)年2月1日の理事会において、「次の館長の候補者はいるんですかと聞きました。12月だったと思います。そのときに、これから探しますと。 $3\sim4$ 人の候補者はあるというふうに言われました」(甲 $7104\cdot40$ 頁) と明言している。それまでに現実に候補者リストを見せられていたとすれば、およそありえない発言である。

理事長には見せていないリストを市長に見せ、市長から「それで当たれ」 と言われた。だからこそ、本郷部長は、候補者への就任打診を開始したので ある。まさに、市の主導であると言わざるを得ない。

6 虚偽の説明

市は、本郷部長が「控訴人は常勤は無理」と桂を説得した点につき、虚偽ではないという。しかし、そもそも控訴人が豊中市に対して、「常勤は無理」と「表明した」ことは一度もない。また、控訴人が、組織変更によって自ら

の職を失うことになるかもしれないと理解した後には、たとえ雑談の中でさえも、控訴人に常勤館長就任意思の有無を尋ねた者はまったくなかったのである。

つまり市は、控訴人の意向を全く確認しないままに控訴人の意向であると して断定的な説明をしたわけであり、やはり虚偽の説明をしたものと言わざ るを得ない。

しかも、控訴人が常勤に採用されたいと明白な意思表示をおこなった後も、 桂に「三井は常勤は無理」と信じ込ませてきたのである。控訴人は、当時、 豊中市の男女共同参画施策に関心をもつ人なら誰もが「すてっぷ」になくて はならないと考えていた人物である。だからこそ、桂も、最初に打診を受け たときに、「すてっぷというのは、もう三井さんとセットでしか私の中には印 象としてなかった」(桂調書2頁)として、まず控訴人の去就を気にしていた のである。そして、常に、「三井さんが残りたいと言っているのに行く気はあ りません。押しのけて行く気はありません」と思ってきた(桂調書5頁)と いうのである。そのため、控訴人を差し置いて館長に就任しようと考える候 補者を確保するのは、極めて困難であると考えた本郷部長らは、控訴人の去 就を気にする桂に対して、控訴人が常勤館長就任を希望した事実を故意に隠 したのである。

なお、市は、常勤職をしながら大学の非常勤講師を兼務できるかと質問した桂に対し、「非常勤講師の仕事を整理していくことが望ましい」と回答したと主張するが、桂のメールによれば、「両立が可能なのか」との疑問が「良い方向に解かれた」というのであり、本当に非常勤の仕事を整理するほうが望ましいなどと説明したのかどうかは疑わしい。

市は、本郷部長が桂に対して「桂さんしかいない」と言った時点では、控訴人はまだ候補者ではなかったという。しかし、そもそも、理事の意見を聞くことなく、桂は候補者に決まっていたのに、控訴人についてだけ、候補に

するかどうか理事の意見をきくこと自体、公平とは言い難い。

また、候補者となることが正式に決まっていなかったとしても、就任希望が表明され、候補とするかどうかを各理事に尋ねていたというのであるから、控訴人が候補になる可能性を本郷部長は十分に認識できた段階である。かかる段階にいたって、「しかいない」と断言することは、やはり虚偽を述べるに等しい行為である。

7 不公正な選考委員会

市は、選考手続きを主導したとは何を意味するか明らかでない、としつつ、 選考委員の男女比、職業分野等から選任したもので本郷部長や豊中市が選考 手続きを主導したことはない、と主張する。

しかし、そもそも、山本事務局長も認めるように、選考委員選任についての話し合いに、本郷部長、武井課長が含まれていた(丙25:25~26頁)のであり、その上で本郷部長が選考委員に就任したのである。本郷部長が選考委員に就任していること自体、公正さに疑念を抱かせる事情といわざるを得ないことは原判決も認定したとおりである。

本郷部長は、他の選考委員に影響を与えないように配慮して、質問も一切していないと述べたが、これは、本郷部長が面接で質問することさえ、他の選考委員に対し大きな影響を持っていたことを自白するものにほかならない。そして、面接で質問しなかったのだとしても、面接後の委員会では委員間の意見交換が行われたのであって、その意見交換の場で本郷部長が意見を述べたことは、市も財団も否定できないところである。

「辞表出して謝っても済む問題やないというふうに、私は覚悟を決めました」(本郷調書76頁)とまで考えていた本郷部長であれば、首をかけて、他の選考委員を説得したことは火を見るより明らかである。

以上のように、市の主張は失当であり、市が不法行為責任及び債務不履行責任を負うことは明らかである。